

佐用町森林ビジョン

さよう、な森。べっちょない！

-暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう-



兵庫県 佐用町
令和3年3月



はじめに

町土の8割を占める森林は、戦後の拡大造林を中心に成熟していますが、木材価格は昭和55年をピークに長期的に低迷を続け、上向きの気配はありません。また、町内の森林の約半分を占める広葉樹林は、エネルギーの化石燃料への推移と反比例し、薪炭林の活路が絶たれました。さらに、住民の都市部への流出により、森林の不在地主が増加しています。これらのことから、次第に森林は放置されるようになりました。



その結果、先代が多大の費用と労力をかけてきた森林は荒廃し、水源の涵養や土壌の保全機能を失い、我々の生活に脅威をもたらす負の遺産となり替わりつつあります。

これらの課題は佐用町のみが抱えているものではなく、全国的に共通する課題でありますので、国においても「森林経営管理法（平成30年法律第35号）」や「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」が施行され、森林を取り巻く環境は大きく変革の時を迎えています。また、最近になり森林ビジネスにおいては木材生産だけではなく、森林サービス業として森林空間を活用したビジネス展開など新たな価値が見出だされつつあります。

本町においてはこの潮流を逃すことなく、町内の森林の整備促進により、木材生産機能のみならず、水源の涵養や土砂災害防止、地球温暖化の防止等多面的な機能を発揮させることに努めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献しなければなりません。そのため、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展及び林業者の福祉の増進を図るべく、今後の本町における森づくりの羅針盤として「佐用町森林ビジョン」をここに策定いたしました。

最後に、森づくりは、森林所有者をはじめとする地域のみなさんのご協力無くして遂行できません。町が進める政策へのご理解をいただき、共に後世に繋ぐ森づくりに努めていただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

佐用町長 庵途 典章

第1部：佐用町森林ビジョンの内容

第1章

ビジョン策定にあたって

- 第1節) 策定の目的…………… 7
- 第2節) ビジョンの位置づけ…………… 7
- 第3節) ビジョンの期間と対象森林…………… 8

第2章

佐用町の概況

- 第1節) 佐用町の概況…………… 1 1
- 第2節) 佐用町の森林…………… 1 2

第3章

佐用町の目指す森林ビジョン

- 第1節) ビジョンについて…………… 1 6
- 第2節) 重点理念について…………… 1 6
- 第3節) 6つの森林と8つのテーマ…………… 1 7

第4章

基本施策（実行項目）

- 第1節) 施策内容…………… 1 9

第5章

関係者の役割と推進体制

- 第1節) 森林ビジョン推進における関係者の役割…………… 3 3
- 第2節) 推進体制…………… 3 4

第2部：佐用町森林ビジョン作成に係る資料

第6章

森林資源活用計画（平成25年）の評価

- 第1節) 森林資源活用計画の概要…………… 3 7
- 第2節) 評価内容…………… 3 9

第7章

関係事業体・森林所有者意向調査

- 第1節) 関係事業体調査…………… 5 7
- 第2節) 森林所有者意向調査…………… 5 9

第8章

その他資料

- 第1節) SDG s に対して佐用町の森で出来る事…… 7 1
- 第2節) ビジョン策定の過程…………… 7 2
- 第3節) 関連用語(後注)解説 …… 7 3

第 1 章

ビジョン策定にあたって



【第1節】 策定の目的

現在、佐用町では、本格的に利用が可能な高齢級^{※1}の人工林^{※2}が増える一方で、過疎化や高齢化等の進行、林業及び木材関連産業の低迷により、人工林・天然林を問わず森林が放置され、森林の有する多面的機能^{※3}の低下など多くの課題が生じています。特に、平成16年と21年の台風によって森林が甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しく、防災面をはじめとした森林の持つ機能の維持向上が強く求められています。

森林は、私たちの暮らしにとってかけがえのない基盤であり、人類共有の財産です。私たちは、これら森林の恵みや森の働きを再認識するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を重視した新たな森づくりの展開を図るため、森林・林業に関わる人々の役割を明確にしながら、森づくりに関する施策やその取り組みを総合的かつ計画的に実施するため「佐用町森林ビジョン」（以下「森林ビジョン」という）を策定します。

【第2節】 ビジョンの位置づけ

本町の総合計画である「佐用町第2次総合計画」（以下、「総合計画」という。）が平成29年に策定されました。総合計画は、行財政運営の総合的な方向性を示した本町の最上位計画であり、「佐用町まちづくり基本条例」を基本として「新町まちづくり計画（新町建設計画）」を反映し、10年間でめざすべき将来像やまちづくりの施策方針をまとめたものです。特に「人口減少と少子高齢化社会への対応」「県境域を含む密着した生活圏の拡大への対応と広域的視点に立った施策の推進」「財政安定化」「地方分権社会にふさわしい町行政の組織体制の構築」の4つの視点に基づき、豊かなまちと暮らしの創出をめざす計画です。

本町の森林・林業行政に関しての近年の動向は、平成26年3月に、林業の産業化による地域の活性化や水源涵養機能の維持等多面的機能の発揮対策、防災分野と連携した災害に強い森林機能の再生及び維持を図ることを目的とした「佐用町森林資源活用計画」を策定しました。また、平成31年からは「森林環境譲与税」や「森林経営管理法」に係る事業への取組を始めるとともに、町内7会場で、延べ232人の住民との森づくり懇話会を開催するとともに、本ビジョン策定のための森林所有者^{※4}への意向調査や林業事業者^{※5}との意見交換を実施するなどして、意見の収集に努めてきました。

そこでこの度、上記の計画や調査を基に、本町の森林・林業の基軸となり、行政・町民・事業者が共創する「佐用町森林ビジョン」を策定しました。

※本ページ以降の本文中に上付き文字（例：「高齢級^{※1}」）がついている語句については、73ページ以降の「第8章【第3節】関連用語(後注)解説」にて補足説明文を記載しています。

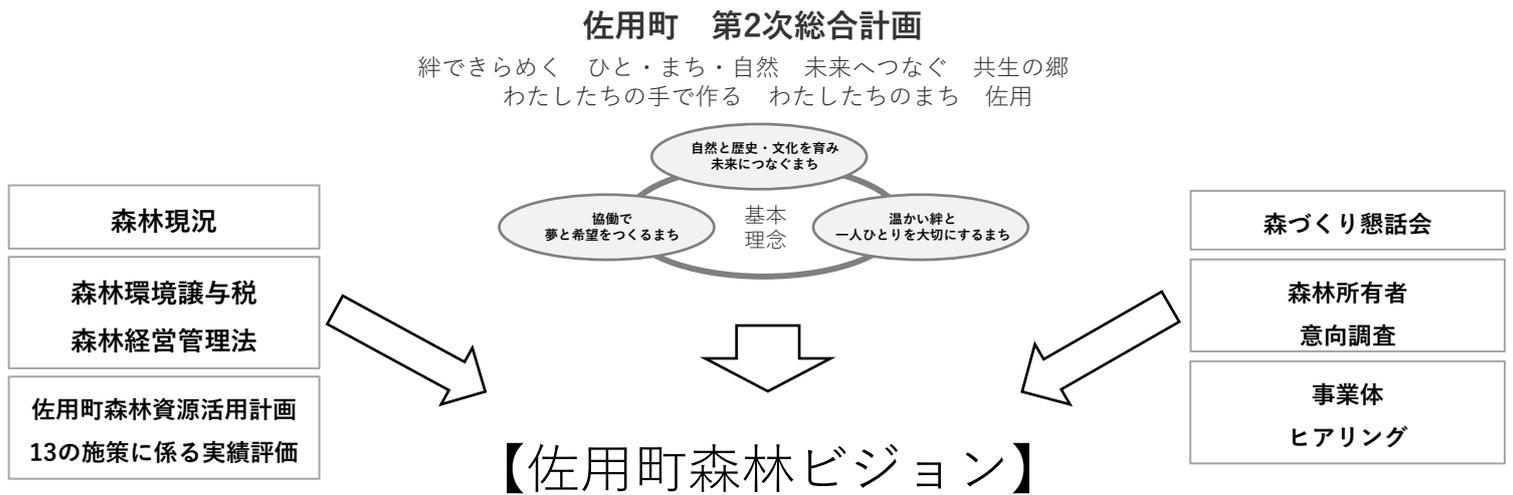


図1-1：森林ビジョンの位置づけ

【第3節】ビジョンの期間と対象森林

目標期間

目標期間を10年後の令和12年度とします。ただし、森林ビジョンは必要に応じて見直すものとし、見直しをした際には改訂内容を公表します。

対象森林

民有林^{*6}24,711ha（平成30年度現在）を対象とします。

第 2 章

佐用町の概況



【第1節】 佐用町の概況

佐用町は兵庫県西部の西播磨地域に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しており、姫路市へは約40キロメートル、神戸市へは約80キロメートルの位置関係にあり、時間的距離も姫路市とはJR姫新線により約1時間となっています。東西には出雲と大和を結ぶ出雲街道と、南北に吉備と因幡・但馬を結ぶ因幡街道が交差する交通の要衝といった歴史的特性も有しており、そのため、古くから街道(出雲街道、因幡街道)とともに宿場町として栄えてきました。因幡街道きっての宿場町「平福」では川沿いに土蔵や川座敷が立ち並び貴重な景観を残しています。土蔵群や商家の町並みは、高瀬舟の往来により人や物資、文化などの交流拠点としてにぎわいをみせた当時の面影を今に伝えています。

佐用平野をとりまく周囲の山々では円応寺古墳群や上月古墳など多くの遺跡・遺構があります。また、利神城や上月城、高倉山城跡など多くの山城跡があり、三日月藩乃井野陣屋跡や乃井野(郭内)の町並みをはじめ、佐用都比売神社、船越山南光坊瑠璃寺など、各地区にわたり、貴重な歴史的遺産、資源を多彩に有しています。

人口は、終戦後の昭和22年の38,947人をピークに、以後減少傾向が続いています。昭和40年以降は微減傾向で推移し、平成7年までの30年間で約5,600人減少しています。その後、減少傾向が強まり、平成27年までの20年間で5,831人減少し17,510人になっています。

世帯数については、昭和40年から平成17年まで小幅な増減をしながら6,600世帯前後で推移してきましたが、平成17年から減少傾向となり、平成27年には6,108世帯となっています。1世帯あたりの世帯員は、昭和40年には4.37人でしたが、平成27年には2.87人に減少しています。

将来人口については、日本創生会議によるシミュレーションでは2040年には10,043人にまで人口が減少することが推計されていますが、佐用町では「第2期佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略(令和2年度～令和8年度)」において、現状課題を整理し、目指すべき将来の方向を定めています。



【第2節】佐用町の森林

本町は、北部には日名倉山、船越山をはじめ険しい山々がそびえています。中部は、北部の山々がなだらかに下り落ちる丘陵地となり、南部は千種川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されています。

本町の総面積は30,744ha、森林面積は24,861haで、総面積の約81%を占め、自然に恵まれた土地を有しています。また森林面積のうち、民有森林面積は24,711haであり、民有林のうち約半分を占める人工林は9歳級以上のものが6割以上を占め、本格的な利用が可能な高齢級の森林を、有効に活用するための施業を行う必要がある状況です。残り半分の天然林（天然生林）※³に関しては住宅地や農地に近く、支障木の除去等里山整備の必要性が高い森林が多い現況にあります。近年では平成21年の台風9号によって甚大な被害を残したことが記憶に新しく、防災面をはじめとした森林のもつ公益的機能の維持向上が強く求められています。

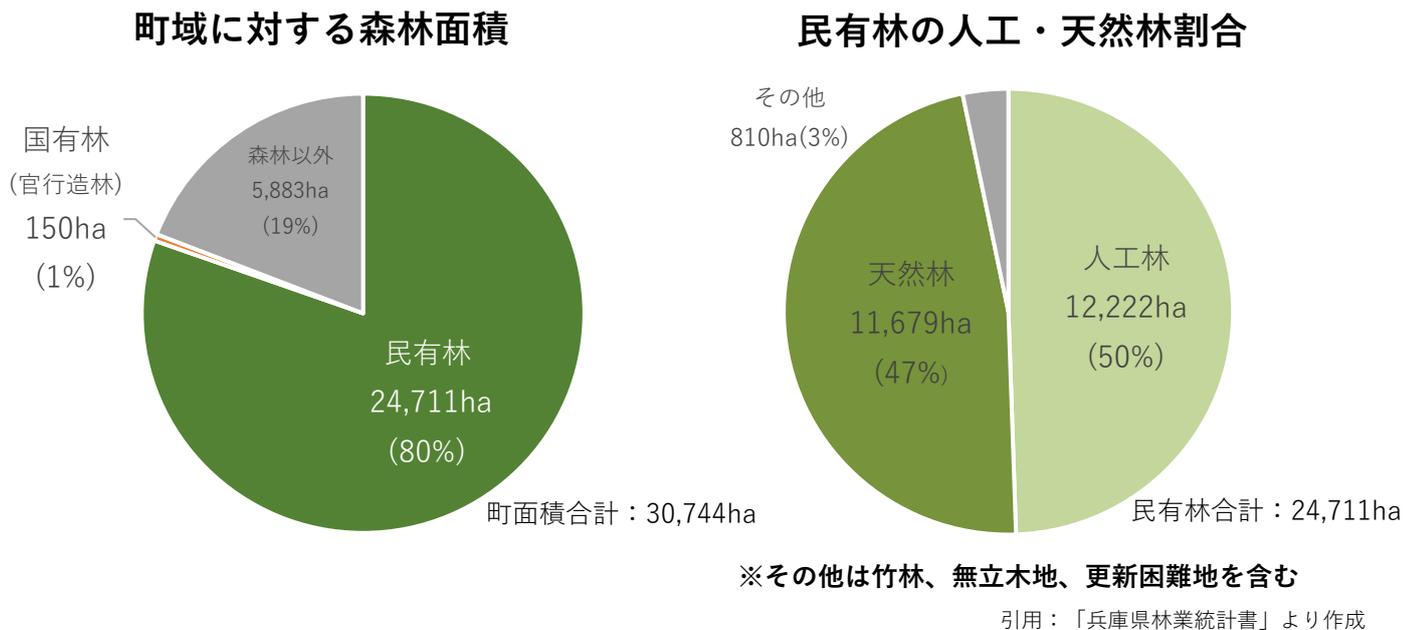


図2-1：佐用町の森林面積と民有林の人工林・天然林割合

また、佐用町森林整備計画※⁷における森林整備計画図および森林機能区分図は、手書きで各項目をプロットしている状況であるため、航空レーザー測量による森林情報のデータ化により、高精度で汎用性の高い地図の整備を進めています。

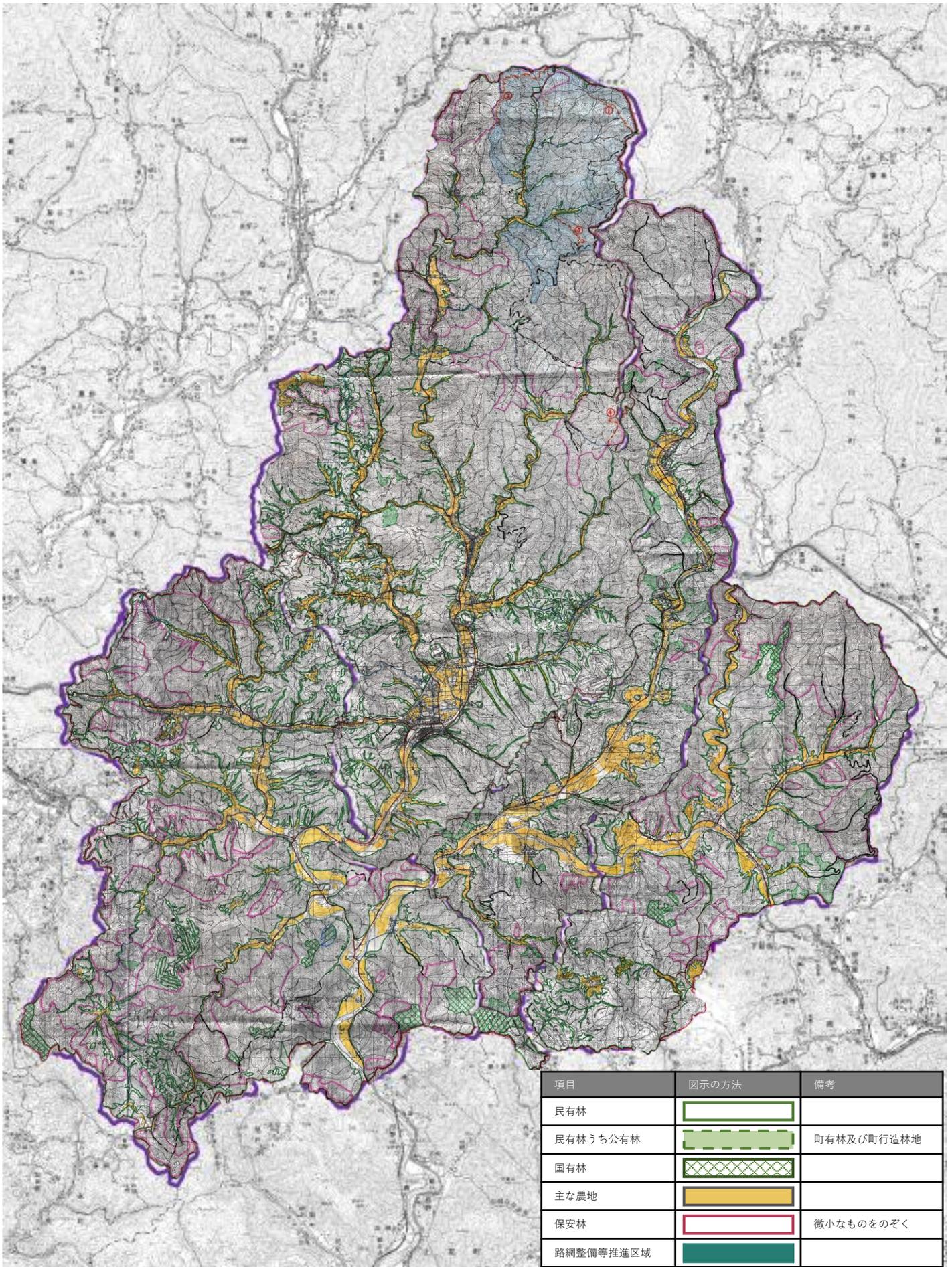


図2-2：森林整備計画図

第 3 章

佐用町の目指す森林ビジョン



【佐用町森林ビジョン】

さよう、な森。べっちょない！
-暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう-

3つの重点理念と1つの目標

1. 災害に強い
森づくり

2. 木づかいと交流の
街づくり

3. 森・街・未来を繋ぐ
人づくり

利益や恩恵が所有者や住民に「還る森」へ

佐用の6つの森林（ゾーニング）

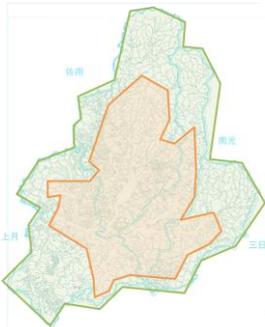
「40xの森づくり方程式」

(x0.5: 早生樹、x1: 間伐、x2: 主伐(更新)、x3: 長伐期施業)

針葉樹人工林

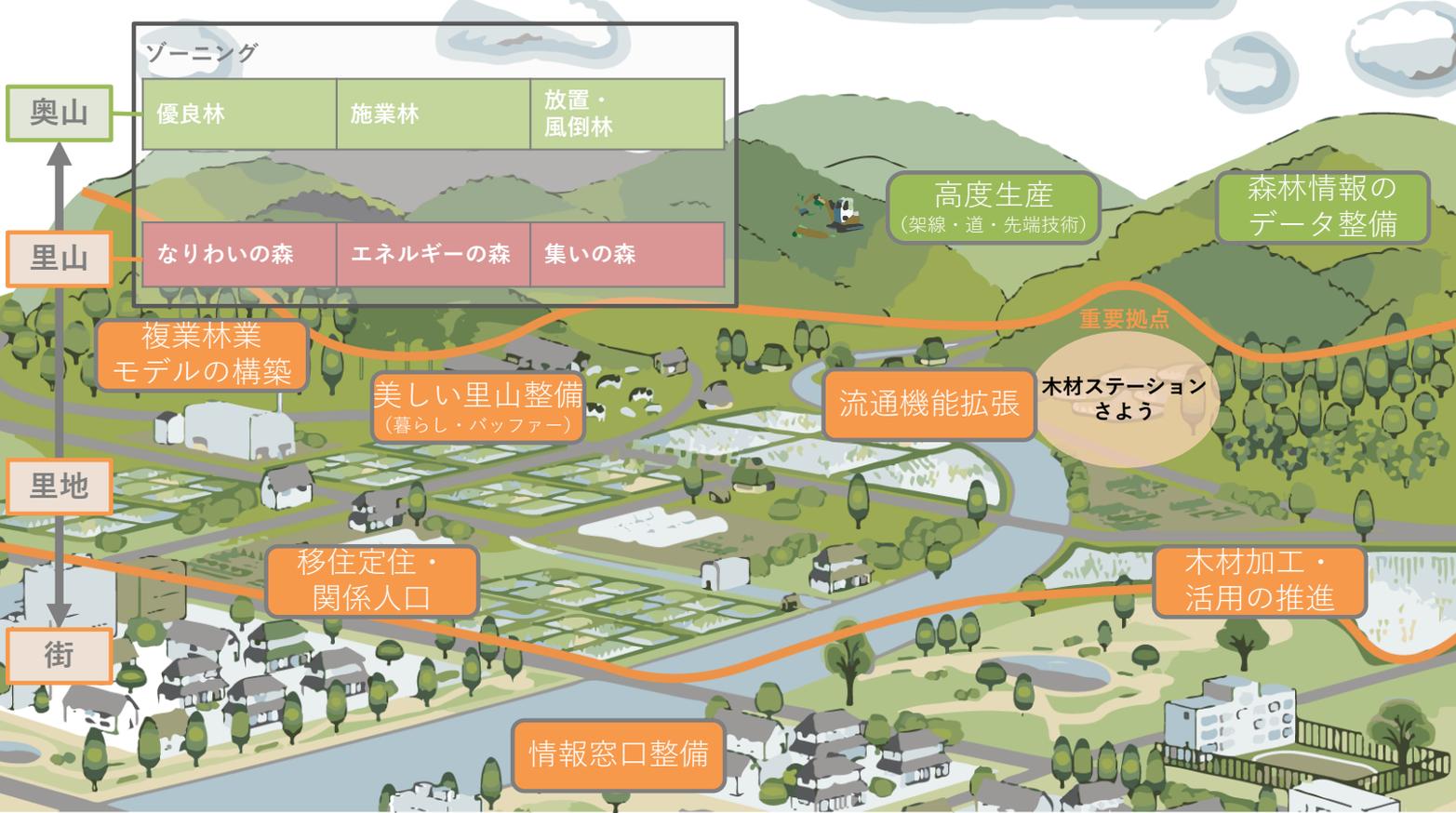
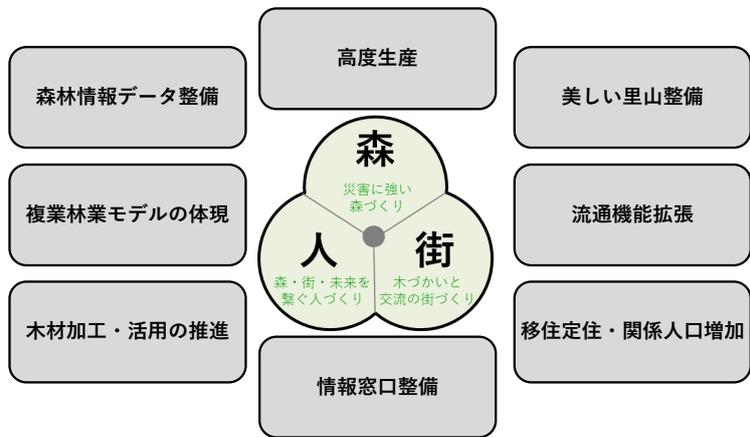
広葉樹天然林

優良林	施業林	放置・風倒林
長伐期	路網+架線	整備・保全



なりわいの森	エネルギーの森	集いの森
複業、家具	エネルギーギア	コミュニティ

佐用の8つのテーマ（施策）



【第1節】ビジョンについて

本ビジョンの内容を集約した一言が、「さよう、な森。べっちょない！ - 暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう - 」です。

まずは、「さよう、な森。」。さようにはもちろん「佐用町」という意味もありますが、「作用」（森の力が働く様子）、「然様」（その通りな、あるべき森の姿）という意味を含んでいます。さらに、「安心安全、な森」、「綺麗、な森」、「健やか、な森」など、「さよう」の部分を、めざす将来像に置き換えることで、ビジョンの実現に向けた取り組みの広がりを意味します。「べっちょない！」は、播州弁で「大丈夫、問題ない」という意味です。これから先、災害に強く、町民に親しまれ、佐用町らしい森づくりが推進されるよう強い想いを込めています。

「 - 暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう - 」は本ビジョンの前身となった「佐用町森林資源活用計画」のコンセプトにも使われていた言葉を継承しました。本ビジョンの達成に向けて進むことで、町の経済が潤い、森林の多面的機能が発揮され、人々の活気と交流が溢れる将来の佐用町を創造します。

【第2節】重点理念について

森林ビジョンを「さよう、な森。べっちょない！ - 暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう - 」として掲げ、ビジョン実現に以下の3つの重点理念と共通目標として、利益や恩恵が所有者や住民に「還る森」を設定します。

1. 災害に強い森づくり
2. 木づかいと交流の街づくり
3. 森・街・未来を繋ぐ人づくり



利益や恩恵が所有者や住民に「**還る森**」

1. 災害に強い森づくり

過去に受けた自然災害を教訓に、町ぐるみで災害に強い森林整備を進めるとともに、長年多大な費用と労力をかけて所有林を管理、整備をしてきた森林所有者に対して、少しでも多くの還元をめざす森づくりをします。

2. 木づかいと交流の街づくり

これまで町内産木材を活用した建築や製品がほとんどなかったことから、町内の加工業者や家具等製造業者と連携した施設や製品開発をすすめ、町民が森林、木材と触れる機会を増やすことをめざします。

3. 森・街・未来を繋ぐ人づくり

将来、佐用町の森林・林業を担う人材育成のため、研修事業や各種イベントの実施による関係人口※⁸創出を目指します。

上記の3つの重点理念の共通目標として利益や恩恵が所有者や住民に「還る森」を設定し、次章の基本施策において根本的な目標とします。

【第3節】 6つの森林と8つのテーマ

佐用町森林ビジョンの実現のため、森林ゾーニングの設定と、テーマに沿った事業を展開します。

森林ゾーニングでは、「40xの森づくり方程式」を定め、おおよそ40年ごとに樹種、齢級による基本的な利用、更新の用途を定めます。針葉樹人工林については、「優良林」、「施業林」、「放置・風倒林」として、広葉樹天然林については、「なりわいの森」、「エネルギーの森」、「集いの森」として、それぞれを3つのゾーンに分担し、ゾーンごとの目標を定めます。

なお、8つのテーマについては、具体的な基本施策（実行項目）となるため、次章に掲げます。

佐用の森ゾーニングの基本方程式

「40xの森づくり方程式」

($x0.5$: 早生樹、 $x1$: 間伐、 $x2$: 主伐（更新）、 $x3$: 長伐期施業)

[20年]

[40年]

[80年]

[120年]

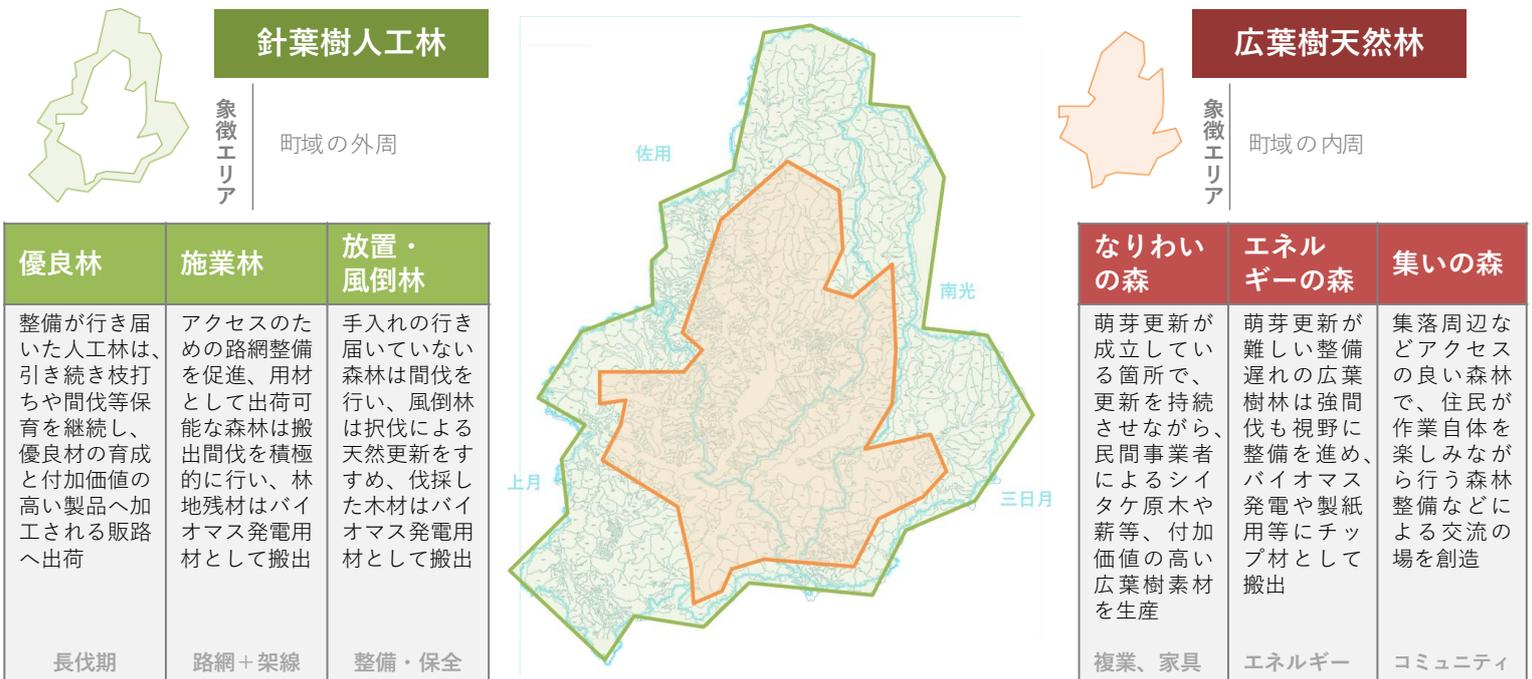


図3-1：6つのゾーニング

第 4 章

基本施策（実行項目）



【第1節】 施策内容

佐用町森林資源活用計画の評価、各種ヒアリング調査、森林現況等を踏まえ佐用町森林ビジョンに沿う8つの事業テーマを設け、それぞれのテーマごとに必要な施策を定めました。事業テーマは、森づくり、街づくり、人づくりに係る内容を垂直水平的に繋がりを持つ内容であり、森林整備や林業に近い分野から順に、「高度生産」、「森林情報データ整備」、「美しい里山整備」、「複業林業モデルの体現」、「流通機能拡張」、「木材加工・活用の推進」、「移住定住・関係人口増加」、「情報窓口整備」としました。

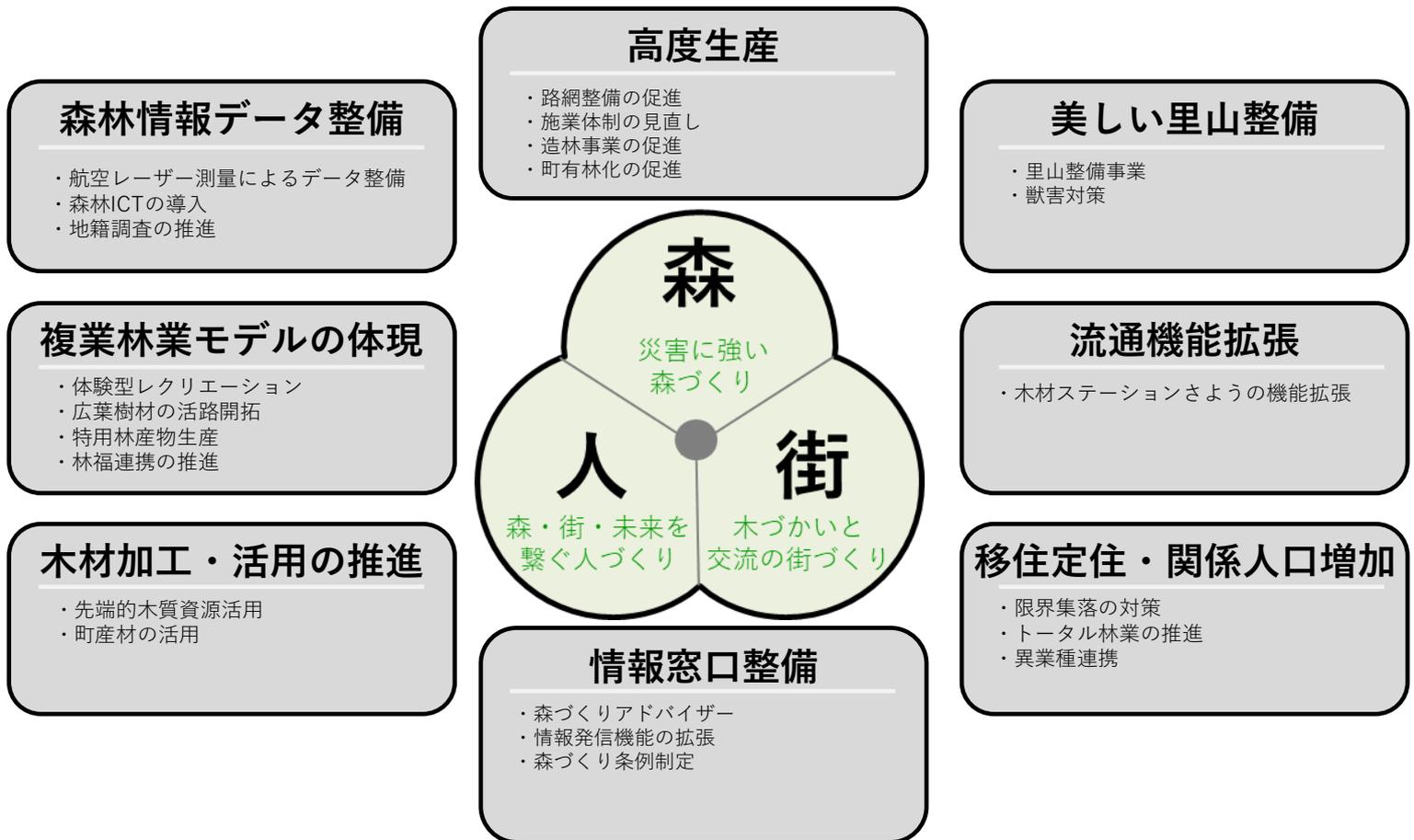


図4-1：3つの重点理念と8つの基本施策（実行項目）

1. 高度生産

高度生産では、主に「木材（原木）生産力の向上」のための基本施策を設定します。「路網整備の促進」、「施業体制の見直し」、「造林事業の促進」、「町有林化の促進」の4つの施策を進めることとし、特に「町有林化の促進」についてを佐用町独自の重要な施策として捉え、整備を進めます。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「高度生産」に係る基本施策

・路網整備の促進

保育間伐から搬出間伐へと施業方法のシフトに伴い、生産性の向上のために不可欠な路網整備を促進します。また、長期的かつ広域的に利用可能な林道や基幹作業道の開設を進めます。

・施業体制の見直し

高性能林業機械^{※9}の導入による生産性の向上を図ります。路網の設置が困難な箇所については、架線集材への取り組みを進め、併せて架線技術の習得を図ります。

また、主伐再造林について研究し、森林の更新と後世への林業の継承をめざします。

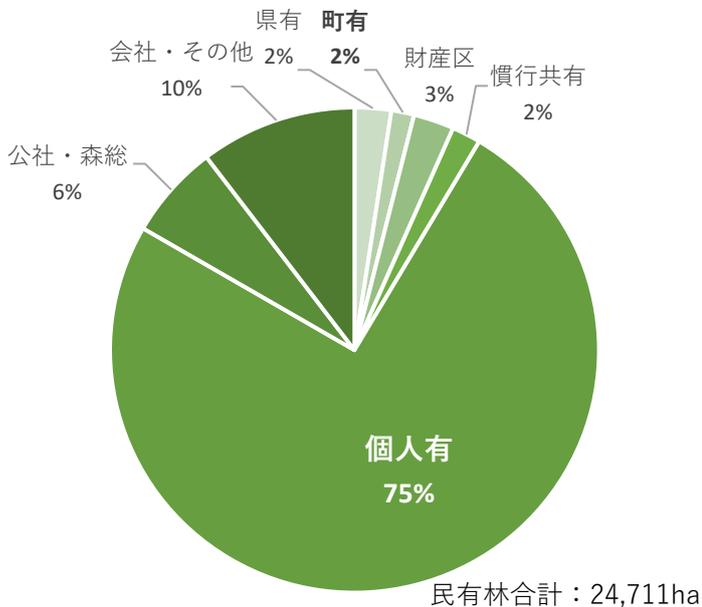
・造林事業の促進

近年、森林経営計画制度の定着により、森林整備の団地化が進み、施業面積は拡大傾向にあるため、継続して事業を推進します。施業方法については、主伐再造林のシステムの検討を進めますが、それまでの間は、搬出間伐を継続します。

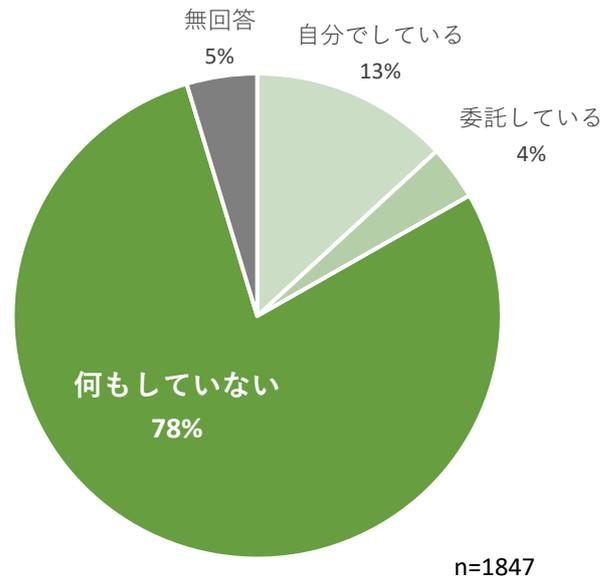
・町有林化の促進

令和元年度に実施した森林所有者へのアンケート調査の結果、約7割の人が所有森林を放置しており、さらに、森林所有者の3分の1が森林を手放したいと考えていることが明らかになりました。森林を手放したいと考えている所有者が今後、森林を適正に維持管理するとは考えにくいため、それらの森林の管理方法が課題となっています。対策として、平成31年より森林経営管理制度が導入されたところですが、本町にとって制度をそのまま運用することは、経営委託期間満了後の森林の管理方法等において課題を残すこととなるなど長期的にみると支障をきたす可能性が高いため、長期的に森林の維持管理が可能となる本町独自の制度を創造します。その方策の一つとして、これらの森林の町有林化に向けた制度を検討します。

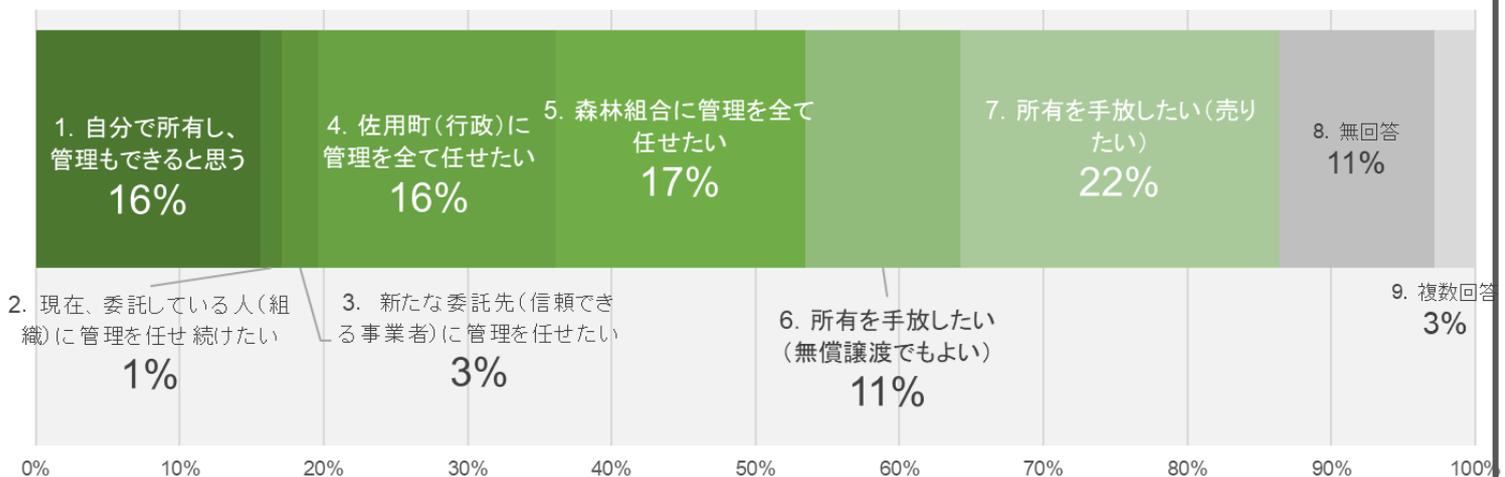
民有林の所有者の割合



所有森林の計画（管理）状況



森林所有者の意向



2. 森林情報データ整備

森林情報データ整備では、主に森林情報の集約化や高度生産をサポートするための基本施策を設定します。

「航空レーザー測量によるデータ整備」、「森林ICTの導入」、「地籍調査の推進」の3つの施策を進めることとし、特に「航空レーザー測量によるデータ整備」を優先的に実行する施策とします。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「森林情報データ整備」に係る基本施策

・航空レーザー測量によるデータ整備

航空レーザー測量により、地形や森林資源を解析することで、森林施業の効率化を図ります。測量成果は、航空写真画像、微地形地図、林相区分図、森林資源解析図（各種）、境界候補図などの地図情報となります。

・森林ICTの導入

前項の測量データを既存の森林GISシステムに搭載し、森林簿や林地台帳とリンクさせることでデータの管理と活用を図ります。併せて、兵庫県が構築する森林クラウドシステムとの連携を図るとともに、林業事業者への情報の提供を行うことで、森林整備の加速化を図ります。

また、庁内において統合型GISの構築により、さらなる地図情報の管理体制の強化と利便性の向上をめざします。

・地籍調査の推進

森林の境界が不明瞭なために森林整備の進捗に影響を及ぼしていることは長年の懸案です。地籍調査の成果は、事業着手から15年が経過した現在で全町域の25%しか完了しておらず、相当な時間を要する事業であるため、航空レーザー測量により作成した境界候補図を活用して、リモートセンシング技術を活用した地籍調査に積極的に取り組み、早期の事業完了をめざします。

3. 美しい里山整備

美しい里山整備では、主に人家に近い里山（広葉樹林）の整備や地域団体の活動維持に係る基本施策を設定します。「里山整備事業」、「獣害対策」の2つの施策を進めることとし、特に「里山整備事業」を重点的に推進します。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「美しい里山整備」に係る基本施策

・ 里山整備事業

これまで、林野庁の森林山村多面的機能発揮対策事業や兵庫県の住民参画型森林整備事業により、町内で20団体以上が森林整備活動に取り組んできました。集落に近い里山は、林業としての生産性が低いことから、林業事業者が「生業」として森林整備を行うことは考えにくく、そのため、地域住民等が地域の環境を守るために、自主的に活動していただくことが重要です。それらの活動の促進のため、森林作業安全講習会の開催や事務的なサポートなどの支援を行います。

また、広葉樹林におけるシイタケ原木の生産等民間事業者による伐採の際には、伐採後の安全性に配慮するほか早期の森林の再生（更新）に向けた指導を徹底します。

四季折々に変化する日本の里山の景観を維持することは、町民の誇り（プライド）にも繋がると考えています。

・ 獣害対策

町内全域において、野生動物の農林産物への被害が顕著です。林業において新植が進まないことは、この獣害が大きく影響しています。獣害被害の軽減のため、個体数管理を進める一方で、野生動物と共生できる環境を整えることも重要であり、これを意識したバッファゾーン整備をはじめとする森林整備に取り組みます。

4. 複業林業モデルの体現

複業林業モデルの体現では、主に林業事業体の経営力向上、森林・林業の収益機会の向上による新規参入者の増加や森林空間の利活用を広げる基本施策を設定し、「体験型レクリエーション」、「広葉樹材の活路開拓」、「特用林産物生産」、「林福連携の促進」の4つの施策を進めます。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「複業林業モデルの体現」に係る基本施策

・体験型レクリエーション

佐用町は、利神城跡や上月城跡、高倉山城跡などをはじめとする国内有数の山城跡を有しており、昨今の歴史ブームにより観光客が増加傾向にあります。また、キャンプブームの到来により、キャンプを目的とした森林の売買が活発化しています。これらの潮流にあわせ、レクリエーション活動を通じた森への交流人口※7の増加による地域の活性化を図ります。観光林としての整備を進める一方で、歴史的資産の保護と乱開発の抑止、森林所有者による適正な森林の維持管理の啓発に努めます。

・広葉樹材の活路開拓

かつての薪炭生産としての活路を失い、放置されている広葉樹林は大径木化及び照葉樹林化が顕著なことから、広葉樹林の持つ水源涵養や土壌保持、多様な下層植生の繁茂等多面的機能が失われつつあります。それらの多面的機能を発揮させるためには広葉樹林の更新が必要なため、エネルギー用材をはじめとする新たな活路の開拓により、「生業」による広葉樹林整備を推進します。

・特用林産物生産

特用林産物の生産拡大を推進します。併せて、しいたけ栽培用の原木の生産等による広葉樹林整備（更新）を促進します。また、ミツマタやクロモジなどの希少な特用林産物の生産を支援し、新たな産業や製品の開発を支援します。

・林福連携の推進

すでに、ミツマタの樹皮加工においては、障がい者福祉施設における障がい者による作業がされているところですが、さらに、林業分野における障がい者の雇用や活躍の場を積極的に創造します。

5. 流通機能拡張

流通機能拡張では、原木販売体制の強化、拠点整備に係る基本施策を設定します。平成27年に新設し、令和2年4月に佐用クリーンセンター跡地に敷地を拡大した「木材ステーションさよう」の機能拡張を検討します。

基本施策の内容は以下の通りです。

「流通機能拡張」に係る基本施策

・木材ステーションさよの機能拡張

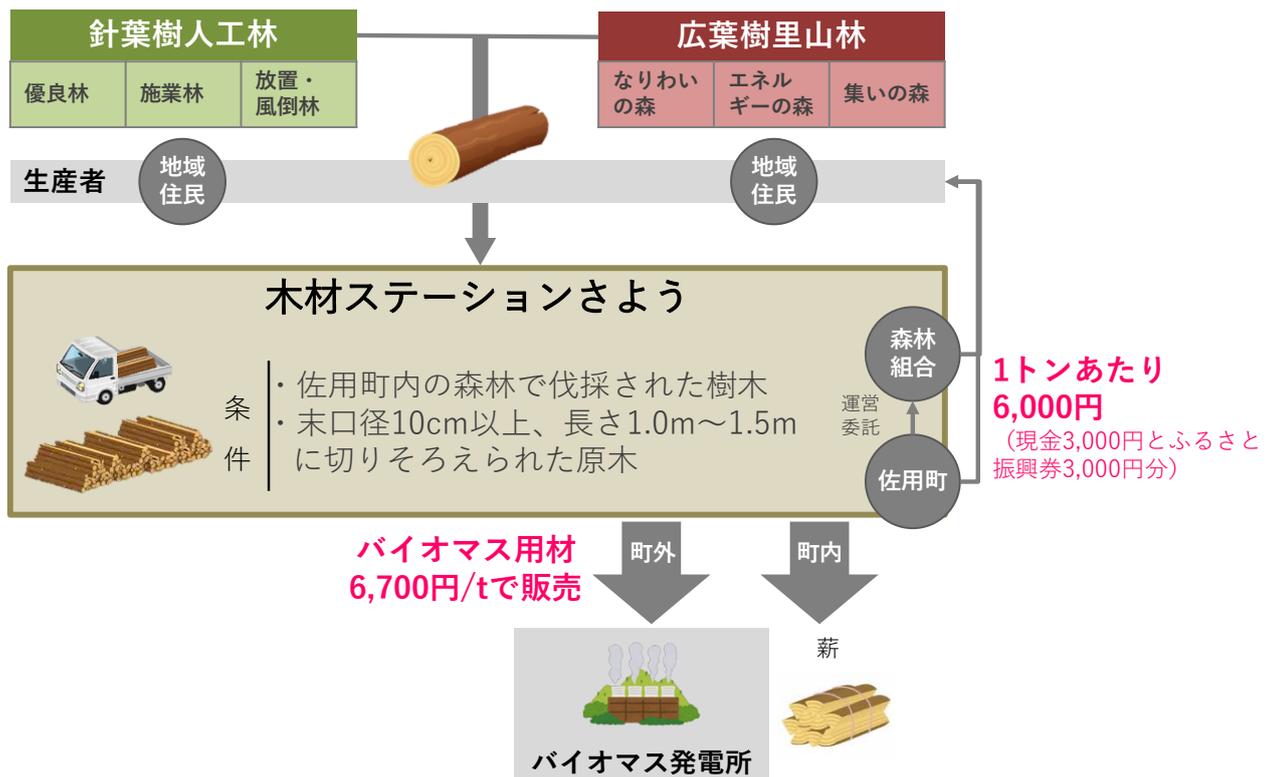
- 中間土場機能の充実
- 直接販売体制の構築

平成26年には、里山整備事業の一環として、整備の際に発生する木材を集荷し、地域通貨等への交換をする仕組み、集出荷施設である「木材ステーションさよう」を設置しました。その後里山整備団体により森林整備が進められてきましたが、収集された木材については現状エネルギー用材としてのみの出荷をしている状況です。今後は、中間土場機能をさらに充実させ、木材加工業者への販路拡大につなげる機能を付加する等の整備を検討します。エネルギー用材のみではなく製材用材を集荷し、市場ではなく製材工場への直接販売を強化することで、より山元に収益を還元することをめざします。

Before

暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう

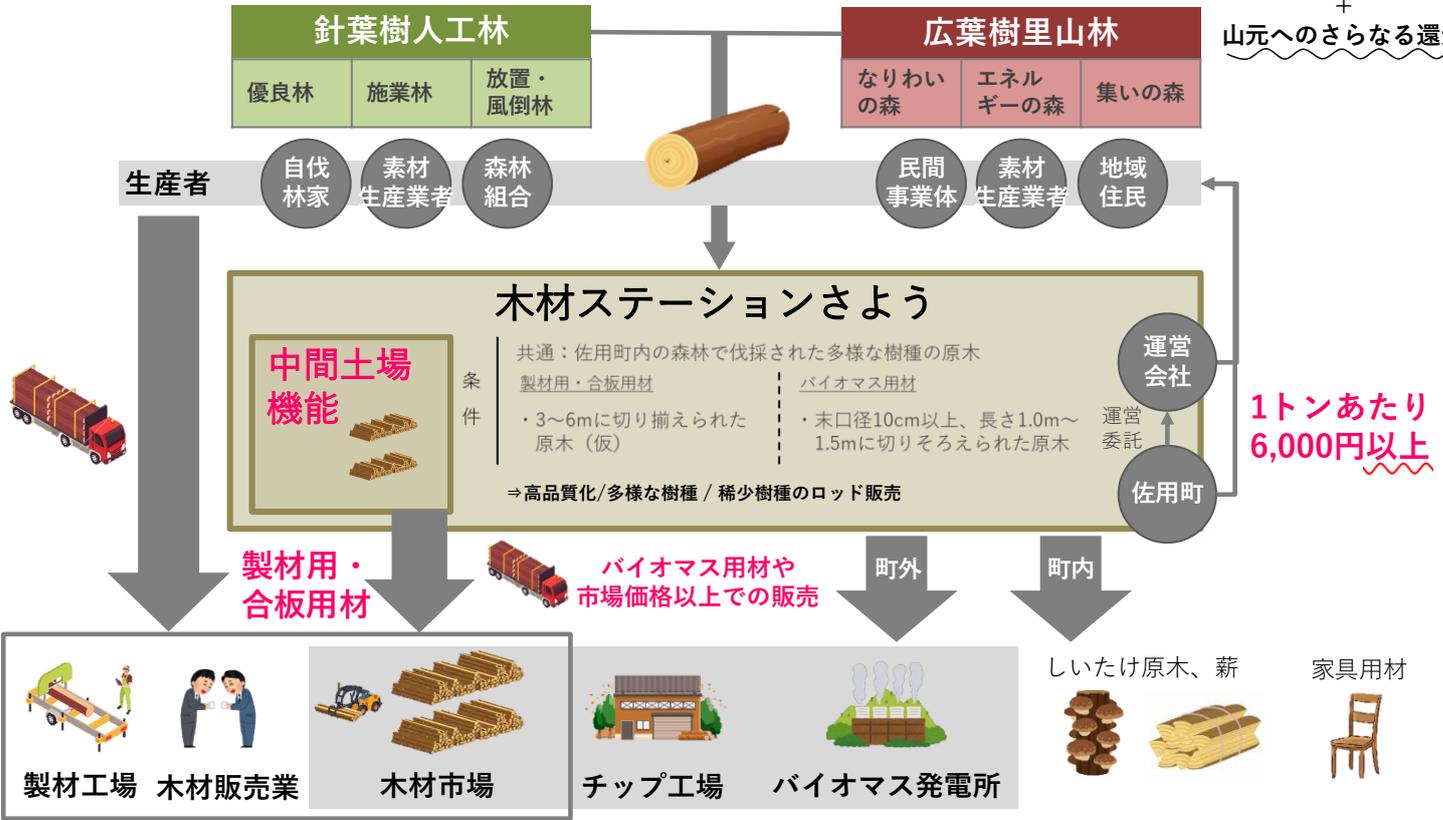
～木材ステーションさよう～
軽トラとチェーンソーで晩酌を



After

暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう

～木材ステーションさよう～
軽トラとチェーンソーで晩酌を
+
山元へのさらなる還元



木材ステーションさよりの稼働風景

6. 木材加工・活用の推進

木材加工・活用の推進では、町産材の町内利用を広げるための基本施策を設定します。「先端の木質資源活用」、「町産材の活用」の2つの施策を進めます。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「木材加工・活用の推進」に係る基本施策

・先端の木質資源活用

全国的に地球温暖化防止対策として再生可能な生物由来の資源の研究開発が進められているところですが、木質資源を活用した新たなマテリアルとして、セルロースナノファイバーや改質リグニンが開発され、その実用化に期待が寄せられています。これら先端技術の開発及び活用を支援し、新たな木材活用ルートを開拓するとともに地域の活性化を図ります。

・町産材の活用

これまで町内で生産される木材のほとんどがスギ・ヒノキの針葉樹で、その出荷先は、木材市場が大半を占めており、町内には大規模な製材所が無いことから、建築、家具用材が町内で生産・加工されることが殆どありませんでした。しかし、今後は広葉樹林整備の推進により広葉樹の出材量も増加することが見込まれるため、針葉樹・広葉樹ともにその活用方法や製材方法を検討します。

また、町内で活動する家具工房等の協力を得ながら、町産材を積極的に活用していただくことで、付加価値を高めます。



出典：Tenonホームページより

7. 移住定住・関係人口増加

移住定住・関係人口増加では、森林・林業に係るプレーヤー、関係人口を増やすことを主とした基本施策を設定します。具体的には「限界集落の対策」、「トータル林業の推進」、「異業種連携」の3つの施策を進めます。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「移住定住・関係人口増加」に係る基本施策

・限界集落の対策

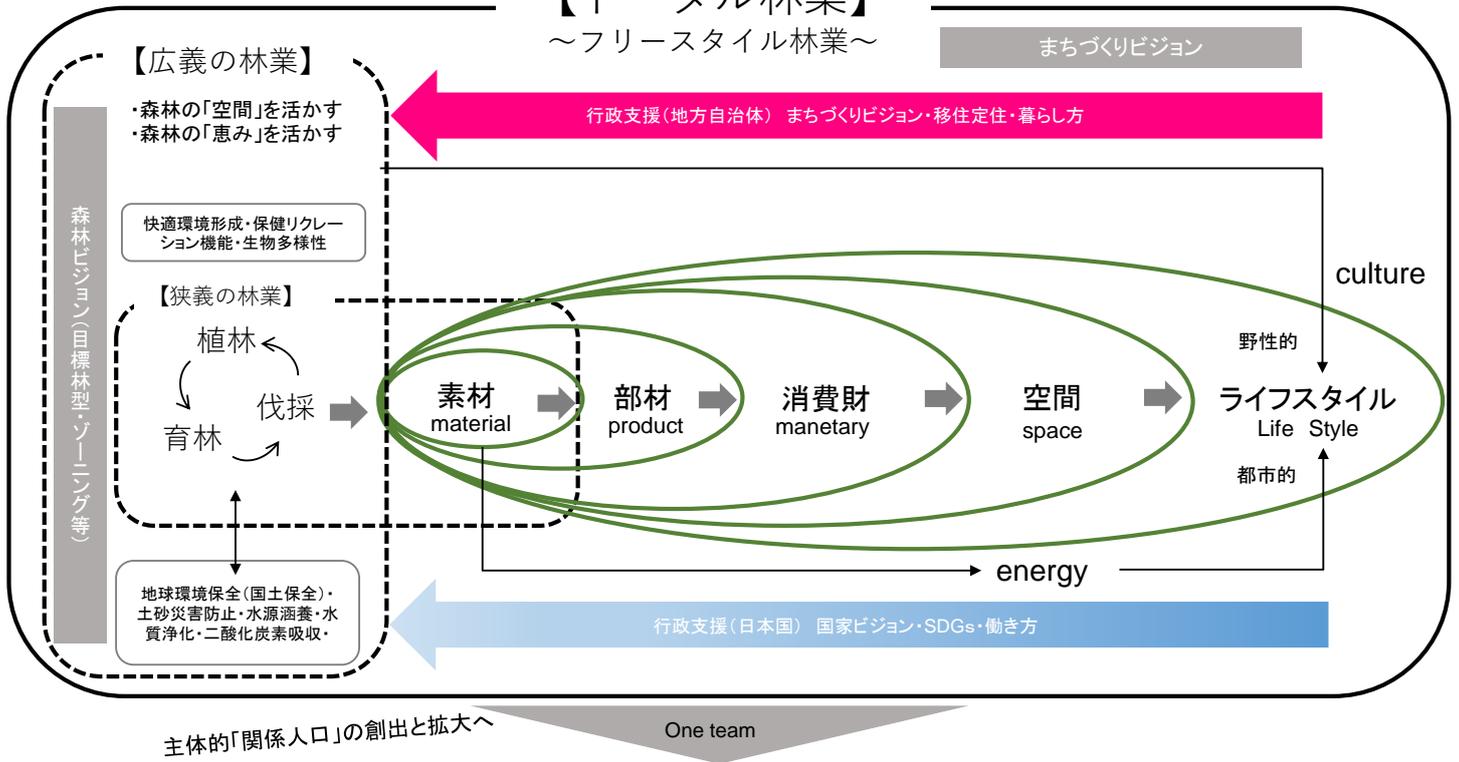
少子高齢化が急速に進む中、山間部においてはさらにその傾向が顕著に現れており、森林や農地の維持はもとより、コミュニティの存続そのものが危ぶまれている状況です。一方で、集落を活用した新たな宿泊事業や体験型コミュニティ形成による関係人口の増加がU・I・Jターン（移住）へと繋がる事例もあることから、そのような人材が活躍できる事業を検討するとともに、地域の活性化や森林・農地の維持のための施策を検討します。

・トータル林業の推進

「まちづくり」の一環として林業を捉えると、林業とは、植林・育林・伐採といった素材生産という狭義の林業だけではなく他に2つの視点があります。1つは、素材から部材、消費財、空間を作り出し、人々のライフスタイルまで創造していくという流通や加工と繋ぐ視点、もう1つは、広義の林業として、森林の空間や恵みを活かしながら森林の多面的機能を発揮させるという視点です。まさに「トータル林業」という森林空間を越えて繋がっていく全体構造（相関しあう関係性）が必要で、林業によって木材生産としての経済価値を高めていくことはもちろん、森林の多面的機能である生物多様性、快適環境形成、保健・レクリエーション機能の発揮が人々の心を豊かにします。また、土砂災害防止、水源涵養、二酸化炭素吸収といった地域（地球）環境の保全は人々に安心をもたらします。この「トータル林業」の実践により、町民も町外の人も、1つのチームとして各々が主体的で多様に関わることの出来る機会を作り、関係人口から継続的に関わりを持つ実践者を増やすことで、林業の6次産業化を推進します。

【トータル林業】

～フリースタイル林業～



森ではたらく！

オーナー／フロント／プロプレーヤー／アマチュア／アルバイト／ボランティア／スポンサー／アドバイザーボード
 出資・所有 管理・執行 職人・技術者・営業 趣味・市民 短期就業 奉仕 寄付(広告主) 経営支援・学術支援

(森林を「業」と為すための林業まちづくり構想相関図)

参考：「都市問題vol.111 森林で「業」を為す可能性」(株)古川ちいきの総合研究所[古川大輔]著より作成)

・異業種連携

トータル林業の推進にあわせて、林業のみならず町内外のあらゆる産業の業種や人との連携を模索し、町内活力の向上を図ります。



南光自然観察村 (キャンプ場) の風景

8. 情報窓口整備

情報窓口整備では、垂直水平連携の強化、町民への森林・林業事業の周知や啓蒙を主とした基本施策を設定します。「森づくりアドバイザー」、「情報発信機能の拡張」、「森づくり基本条例の制定」の3つの施策を進めます。

各基本施策の内容は以下の通りです。

「情報窓口整備」に係る基本施策

・森づくりアドバイザー

森林にまつわる役場への相談は年々増加傾向にあります。その内容は、「相続等により山林の所有者となったもののその場所や現状が分からない」、「これまで育林してきたが高齢になり手入れできなくなった」、「自己の所有する山林を今後どのようにすれば良いか分からない」、「裏山の木が大きくなり危険で何とかしてほしい」など多種多様です。それらの問い合わせにワンストップで対応できるように、職員の知識と技術を向上させ、スキルアップを図るとともに、林業事業体との連携を密にすることで、迅速な対応が可能な体制を整備します。

・情報発信機能の拡張

森林整備事業の促進のためには、森林所有者や地域住民の理解と協力が不可欠なため、日ごろから理解を深めてもらえるように様々な情報を発信します。また、町内がワンチームで森林整備を推進するためには事業者間の連携が重要であるため、行政がその中心となり、情報共有や伝達の役割を担います。

・森づくり基本条例の制定

本ビジョンの策定を契機に、ビジョンの位置づけを明確にするため、「佐用町森づくり基本条例」を制定します。条例では、森林所有者や林業事業体、地域住民、行政等の役割を明確にし、地域ぐるみで森づくりに取り組みやすい環境を整えます。さらに、本ビジョンに係る各種事業を推進するにあたり、財源の確保や森林環境譲与税の活用を図ります。

第 5 章

関係者の役割と推進体制



【第1節】森林ビジョン推進における関係者の役割

森林ビジョンを推進するにあたり、関係者それぞれの役割を以下に示します。

町民	町民の一人ひとりが森林に関心を持ち、森林の機能や役割について理解し、木育や森林レクリエーション等を通して、森林を好きになり、森林との関わりを持ちます。また、地域材の利用を通して、健全な森づくりに寄与し、国土保全に貢献します。
佐用町（行政）	森林ビジョンに示す基本施策の推進と実施体制の整備、運営体制の支援を行います。また、国や県などに必要な理解や協力を求め、施策の推進に取り組みます。
森林ボランティア	森林資源の利活用や森づくりの活動は安全を最優先に行い、森林への関心、魅力や知識を広く町民に伝え、学びやふれあいの場を広げる役割を担います。
森林所有者	所有する森林が公益的な機能をもたらす責務と喜びを理解し、町の施策の推進に協力します。また、所有山林の適切な管理を自ら（あるいは委託）することで、地域の環境保全を推進し、所有山林の安全性と付加価値を高めます。
森林組合・林業事業者	将来の目標林型を描き、行政と森林に関するデータを共有しながら、森林の境界の明確化、森林施業の提案、団地化や長期施業委託など適切な森林整備を実施し、森林所有者への利益の還元と、次世代へとつながる森林サービスを提供します。また、林業従事者の安全と雇用を守ります。
木材加工業・家具等製造業者	町内において地域材の利用促進と、顔の見える関係の流通を構築し、地域材を域内流通させ、地域内経済の循環と地域材の利活用をします。
異業種企業	社会貢献や地域貢献のために、森林資源の利活用を図るとともに、地域の多くの関係者と共に、森づくりへの参加や支援に取り組みます。
関係人口	佐用町には居住していないが佐用町に想いがあり、森林ビジョンに共感し、観光や消費だけでなく地域へ往来し、地域の方々との交流を通して自分に合った森づくりに参画されるなど、新たな関わり方を生み出します。また、移住定住や二地域居住に繋がっていくことを期待します。
森づくりアドバイザー	森林所有者や町民からの多種多様な問い合わせへの対応や、事業体との連携を図るための情報交換窓口となり、円滑な森林ビジョン推進体制を構築します。

【第2節】推進体制

事業を推進するにあたり、まずは本町（行政）が中心となり森林組合や林業事業体と連携することで情報発信・窓口拠点を整備し、木材流通拠点についても関連事業体との連携を図りながら運営と機能拡大をめざします。また、森林・林業に係る事業体と常に密接な情報交換や勉強会、視察、技術指導などを通し水平連携体制を構築した後、木材加工業・家具製造事業者、森林ボランティア、町外事業体との垂直連携の強化により、原木の販路拡大、森林・木材の付加価値向上をめざします。水平・垂直連携を強化する中で、森林・林業に係る事業体だけではなく、町民や異業種企業、町外交流のネットワークを広げ、移住、定住の促進と、関係人口の増加に繋がります。

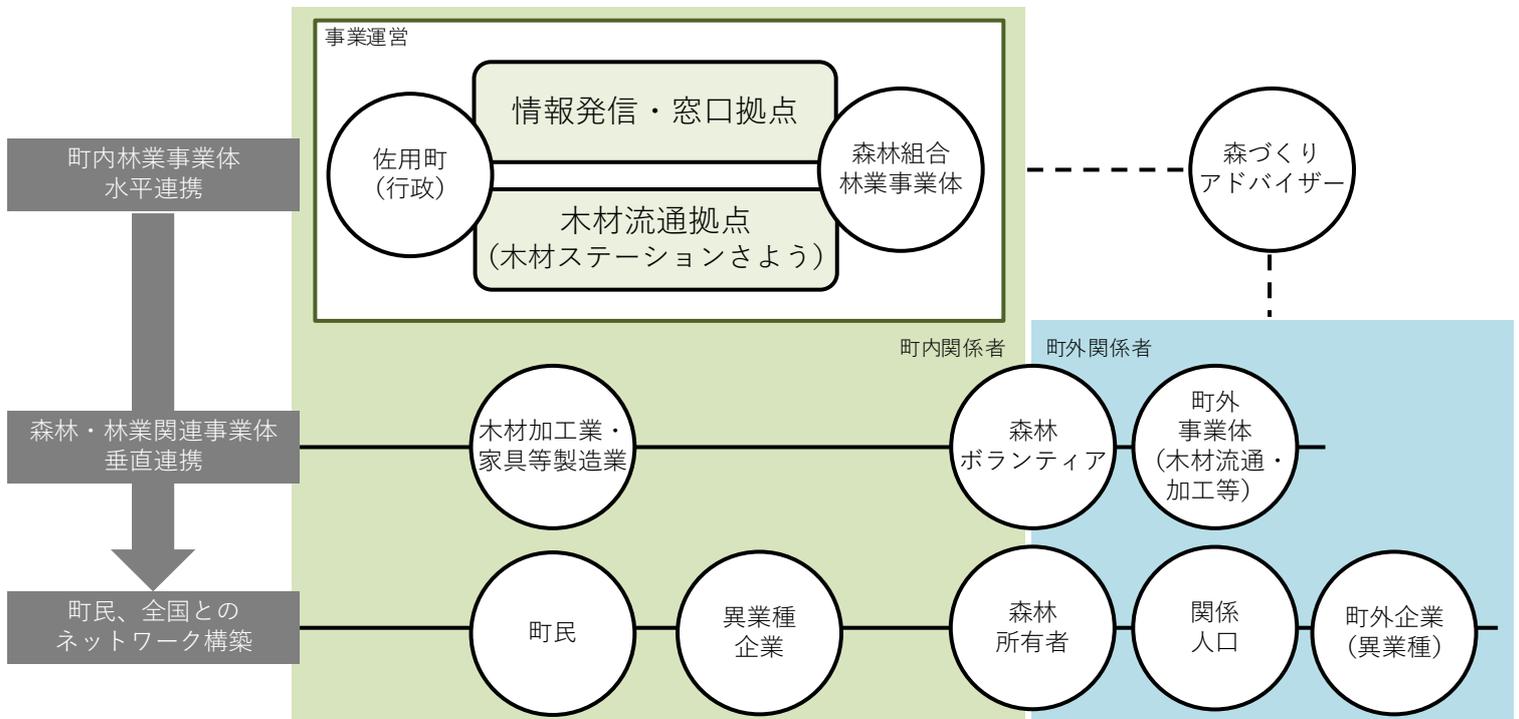


図5-1：推進体制イメージ

第 6 章

森林資源活用計画 (平成25年)の評価



【第1節】 森林資源活用計画の概要

「佐用町森林資源活用計画」は、当時佐用町近隣で木質バイオマス発電所の建設計画が具体化し、森林資源の新たな販路開拓の好機を迎えていた中で平成26年3月に策定しました。この計画では、針葉樹から広葉樹までのあらゆる森林資源の新たな活路の開拓による有効利用のために、未利用となっている森林資源の調査を行ったうえで、それを活用するための仕組みづくり等林業構造の再編に取り組み、林業の産業化による地域の活性化と山崩崩壊防止等防災分野と連携した災害に強い森林機能の再生及び維持を図ることを目的としています。

今回策定する佐用町森林ビジョンにおいて「佐用町森林資源活用計画」は、前身となる重要な計画であることから、計画内容を評価し、特にビジョン内で定める重点理念と基本施策の参考にするとともに、理念を継承します。

佐用町の森林・林業が抱える問題の解決に向けて

- 佐用町またはその周辺で林業、製材業等に携わる関係者(住民)および学識経験者から広く意見を募り、計画立案のための参考材料とするため、策定委員会を設置し、4回にわたり意見交換会を実施した。
- あわせて、関係者個別ヒアリングを行った。素材生産業者(広葉樹=しいたけ原木、針葉樹)、大規模山林所有者、製材業者、佐用郡森林組合に現況や今後の方針などを伺った。



策定委員会の様子

森林・林業の将来像 ① 佐用町森林・林業のSWOT分析

- 策定委員会委員の全員に対して、アンケート調査を行った。その結果を集約し、SWOT分析で佐用町の強みと弱みを整理し、次のアクションを検討した。

① 佐用町の森林資源

兵庫県周辺で複数の木質バイオマス発電所が稼働予定であり、木材需要が高まる中、これを機会と奮闘の両方と捉える必要がある。こうした外部環境の変化に対して、佐用町では針葉樹および広葉樹の多様な資源の用途を最大限活用するための取組が必要である。

② 佐用町の立地・設備・物流

佐用町内にはチップ工場や小規模製材工場が点在し、町外でも近隣に原木市場、大型木材加工施設、新たに稼働する木質バイオマス発電所など、出荷先や流通ルートが豊富にある。また町内を高速道路等主幹道路が通り、運送の便が良い。この立地を活かし、適切な販路に適切に出荷する体制を整備することが求められる。

③ 佐用町の人材

全国的に高齢化、過疎化が進む中で、新たに林業・林業に参入する若い人材(周辺地域含む)のマンパワーの充足と、知識経験豊富な経験者をつなぐ協力関係の構築が必要である。

森林・林業の将来像 ②ゾーニング

- ゾーニングとは、森林を区分してそれぞれの管理方針を決定することであり、①全体最適としてよい森林をつくる目的のもと、効率的かつ効果的な施策(施策)を推進し、②山林所有者への支援方法を明確にする、という目的のもと進められる。
- 立地条件や資源状況、所有者意向をもとに、その森林に付加する目的、森林が発揮する機能・効果・価値を最大化することを目指した。本事業では、森林施策から産出された木材の販路までを計画した。
- 森林を針葉樹人工林と広葉樹天然林の大きく2種類に区分けし、さらに条件に応じた分類を行い、それぞれに名称を付け、管理方針、担い手、生産物、販路、さらにそれらを推進するための施策までを検討した。

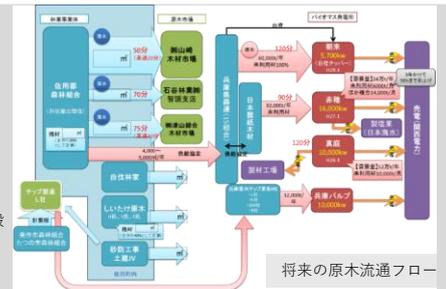


佐用町の森林構成

名称	施策方針	担い手	施策
優良林	引き続き枝打ちや間伐を継続し、優良材生産を目指す。	・素材生産業者 ・自伐林家	・造林補助、森林経営計画の策定による搬出間伐の促進
施業林	当面は森林経営計画の樹立とともに、路網整備を行い、間伐等の施業をすすめる。	・森林組合 ・素材生産業者	・造林補助、森林経営計画の策定による間伐の促進
放置林・風倒林	皆伐・天然更新をすすめる。	・行政 ・森林組合	・行政主導による森林整備の促進
なりわいの森	事業者が収益を上げながら適切に伐採し、萌芽更新を継続させる。	・素材生産業者 ・自伐林家	・事業支援 ・乱伐防止
エネルギーの森	更新可能な程度での皆伐も視野に、整備を進める。	・地域の住民 ・素材生産業者	・事業採算性確保への支援(販路整備)
楽しい森	市民が作業自身を楽しみながら森林整備から出る素材を新等に販売し、副収入を得る地域コミュニティ形成を目指す。	・地域の住民	・森林・山村多面的機能発揮対策交付金等事業支援

森林・林業の将来像 ③木材流通・販路

- 佐用町の森林から産出された木材の価値を最大限に高めるための販路設定。
- 既存の販路への出荷量を把握し、新しく開設される販路に対しての供給を予測。
- バイオマス発電所の稼働後の原木流通構造を想定。
- バイオマスチップ用材(認証材・一般材)の安定供給。
- 出荷する原木の高付加価値化と輸送コストの削減。



将来の原木流通フロー

今後のアクション提案・ビジョン

- 以上の検討を踏まえて、今後のアクションとして以下のような事業案を抽出した。

<森林資源活用計画の構成>

1. 造林事業
2. 路網整備の促進
3. 施業体制の見直し
4. 森林経営計画地の拡大
5. 間伐促進支援と原木の集積
6. 里山林整備事業
7. 集出荷施設整備事業
8. 地籍調査の推進
9. 森林林業管理に向けたICT導入
10. 森林林業関係者に対する人材育成・確保関連事業
11. 森づくりアドバイザー事業
12. 先端的木質資源活用関連事業の検討
13. 災害対策・木質バイオマスエネルギーを見据えた特色のある独自条例の制定
14. 住民主導による林地残材等収集事業

- 以上の取組を通じて、今後の佐用町の森林資源を活用した事業の全体戦略として、以下のコンセプトを設定する。

<森林資源活用計画及び具体事業のコンセプト>

暮らしのよい、森のつくり、人にきわむ、
～地域ぐるみの森づくりで佐用の山はべっちゃんい！～

- このようなコンセプトに基づき、佐用町で活用度の低い森林資源の価値を拡大し活用することで、地域の活性化を図る。価値の拡大の方策として、ゾーニングの分析から得られた「森林経営計画の策定と森林整備の促進」「多様なかわりの里山づくり」の二つの視点に加え、近年の木質資源活用の広まりを踏まえた「木質資源の多様で高度な活用の拡大」の三つの主要方策を設定し、それぞれの拡大に向けた事業展開を基本理念とする。

佐用町の森林資源活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林経営計画の策定と森林整備の促進 ■ 多様なかわりの森づくり ■ 木質資源の多様で高度な活用の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 針葉樹人工林の三つの林と、広葉樹天然林の三つの森それぞれの特徴を踏まえた森林整備を促進。 ■ 針葉樹天然林については経営計画の策定を推進。 ■ 佐用町の天然林(広葉樹林、竹林)の保全及び活用を、住民を中心とした組織を通じて推進。 ■ シイタケ原木や木質バイオマス資源を有効に活用。木の駅プロジェクト等販路、流通ルートの整備を促進。 ■ 建築用材としての市場への出荷の他、木質バイオマス発電燃料への供給、広葉樹のシイタケ原木販売など、従来とは異なる販路を開拓。 ■ バイオエタノール展開等、高度な利用も検討。
----------------	--	--

図6-1：佐用町森林資源活用計画概要



図6-2：佐用町森林資源活用計画 全容図

施策概要

今回の森林ビジョン策定にあたっては、佐用町資源活用計画で提示していた13の施策を評価対象としました。

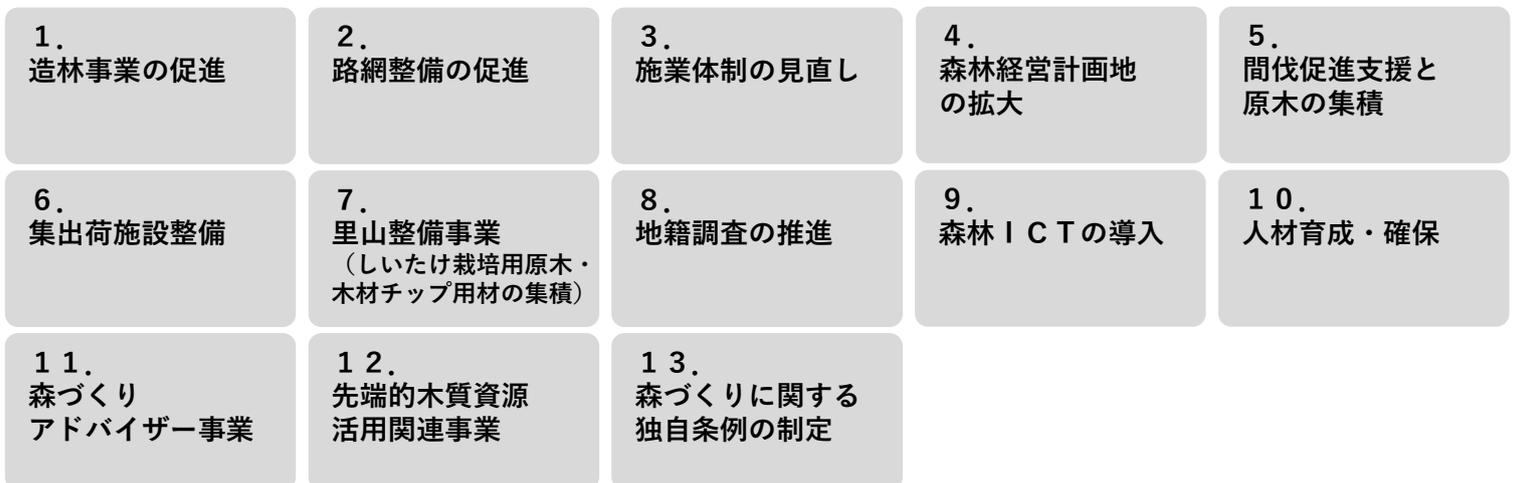


図6-3：佐用町資源活用計画13の施策

【第2節】 評価内容

1. 造林事業の促進

佐用町森林資源活用計画では造林事業の促進について、以下の内容で掲載しています。

“従来の森林環境保全直接支援事業等各種造林補助金を積極的に活用し、間伐をはじめとする森林施業の促進による森林環境整備を図る。また、施業地の選定にあたり、森林経営計画の策定を促進するとともに、森林整備地域活動支援交付金を積極的に活用する。間伐事業では原木の搬出を促進し、木材市場等への出荷のほか、木質バイオマス燃料等多岐への出荷を念頭に積極的な搬出を行う。

併せて、町単独補助により森林所有者の負担の軽減を図るとともに、コストの縮減と木材販売収益により森林所有者への利益の還元による地域の活性化を図る。”

今回の評価にあたっては、「造林事業（間伐）面積」「森林整備地域活動支援交付金実績」を評価項目として取り扱うこととします。

まず、「造林事業（間伐）面積」については、平成25年時には森林組合のみ実施されていましたが、平成26年からは1社、平成28年からは更に1社が造林事業に新規参入しました。また、平成28年以降は3社合計で年間に130ha以上の面積の造林（間伐）を継続しています。平成25年から比べると年間で約7倍の造林面積を実施していることとなり、町内の人工林約12,000haのうち、毎年町内人工林の1%の造林が行われています。

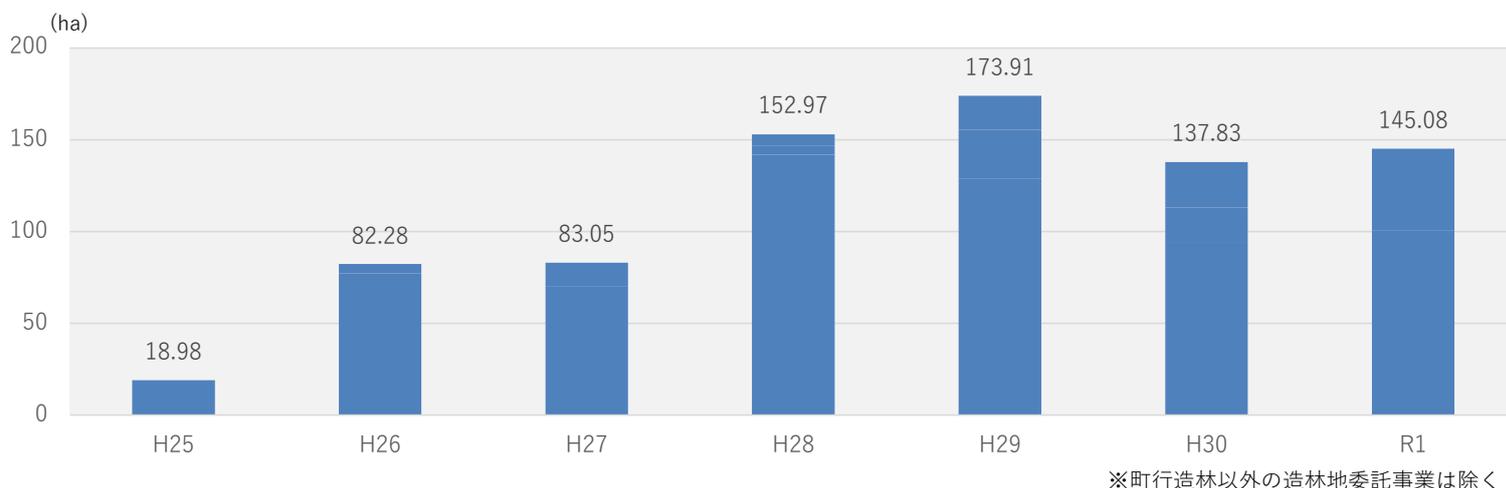


図6-4：造林事業の面積推移

森林整備地域活動支援交付金の活用にあたっては、計画地ごとに佐用町と事業者との間で協定締結を結びます。協定締結数をみると、平成25年からの取組に対して、毎年複数の協定を締結し、令和元年までに28件となっており、すべての計画地で森林経営計画が策定されています。協定数の増加に伴い、森林経営計画に係る経営委託面積（間伐施業委託面積）は、年々着実に増加しており、令和元年度までの7年間において、420haを越えています。造林事業による補助金の交付を受けるためには、森林経営計画による施業が必須条件となるため、確実な計画の策定が求められています。

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
協定締結数 (計画認定数)		1	4	8	5	4	3	3
経営計画作成促進 (ha)	経営委託	21.44	78.1	71.01	93.51	53.55	61.61	42.72
	共同計画等	10.8	36.77	44.46	17.37	35.02	61.36	60.83
施業集約化の促進 (ha)					10	18.55		

図6-5：森林整備地域活動支援交付金実績

2. 路網整備の促進

佐用町森林資源活用計画では路網整備の促進について、以下の内容で掲載しています。

“効率的な森林整備には林内路網が不可欠なことから、長期・継続的に使用できる路網の整備を促進する。林内作業道の公益性及び将来性に鑑み、森林経営計画（県造林事業補助）による整備の場合は、事業の趣旨から国県補助残を町単独補助で補填する等地元負担の軽減による事業の拡大を図る。”

今回の評価にあたっては、「作業道開設（延長）実績」を評価項目として取り扱うこととします。

路網整備について、まず平成25年以降の林道の新設はなく、作業道の新設のみとなります。作業道は、平成25年から令和元年の7年間で、9万km以上が新設されており、林業の機械化と生産量向上に向けた整備が進んだことが分かります。また、作業道の延長は増加傾向にあり令和元年には過去最長の24,177mが新設されています。

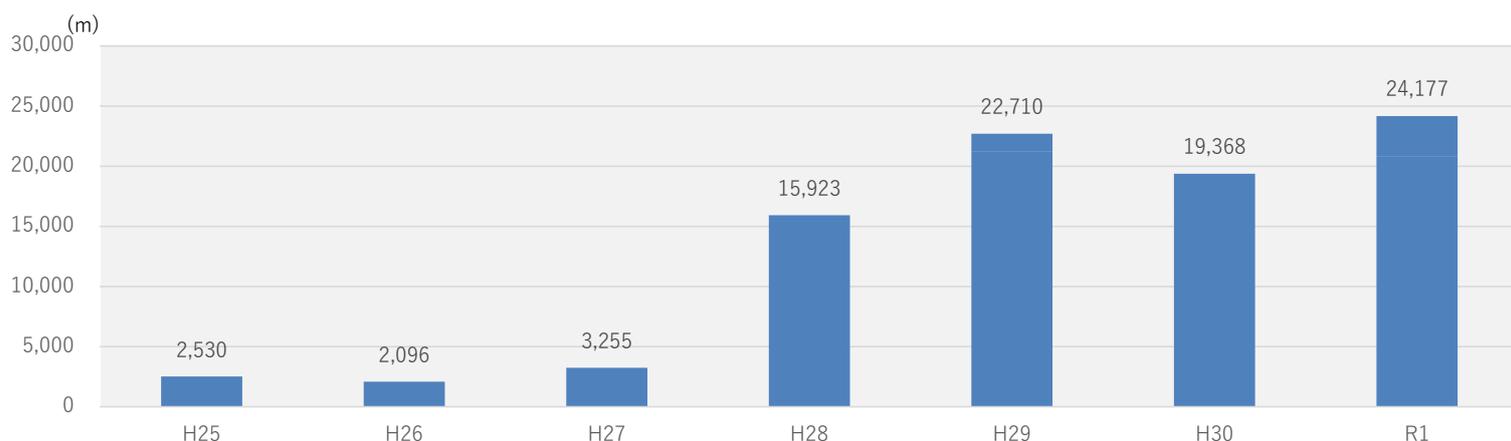


図6-6：作業道開設（延長）の推移

3. 施業体制の見直し

佐用町森林資源活用計画では施業体制の見直し、森林経営計画地の拡大、間伐促進支援と原木の集積について、以下の内容で掲載しています。

“森林施業の活発化をめざし、事業収益の森林所有者への確実な還元と確約を図るために、公費による原木買取の最低補償制度や間伐による森林環境保全助成等を検討するとともに、素材生産事業者からの積極的なアプローチによる森林経営計画の策定促進を実現する。併せて、シミュレーションによる事業効果の検討を行ったうえで、中間土場の設置や新規販路の開拓の実現をめざす。また、林地残材のバイオマス活用については、集材及び運搬コストの算定や運搬の効率化のための林内でのチップ化等出荷方法の実証実験による検証を行う。この結果を踏まえ、移動式チップパー等高性能林業機械の導入を検討する。以上の想定される事業の事業効果を把握し、今後の施業戦略策定及び人材育成を可能にするための事業として、モデル団地における総合的な実地調査プロジェクトの展開を検討する。”

今回の評価にあたっては、「林内でのチップ化等出荷方法の実証実験の実施状況」、「高性能林業機械の導入」、「モデル団地における総合的な実地調査プロジェクトの展開」を評価項目として取り扱うこととします。

林内でのチップ化等出荷方法の実証実験については、西播磨地域木質バイオマス安定供給協議会において流通ルートが確定（平成26年）したため実施していません。平成26年以降は山崎木材市場、民間チップ工場、バイオマス発電所（赤穂市）へ6,700円/tの固定買取価格で販売しています。

高性能林業機械については、町内では2社の事業体が複数所有しており、そのうちグラップル1台、フォワーダ1台、プロセッサ1、フェラバンチャー2台については、補助事業を活用して導入しています。

モデル団地における総合的な実地調査プロジェクトの展開については、バイオマス用材の流通ルートが確立したために実施していませんが、今後は全国的に補助制度などが少ない、広葉樹民有林の施業に係る方針（更新伐）の検討や、町内事業体の経営強化などを併せた体制作りを進める必要があると考えられます。

林内でのチップ化等出荷方法の実証実験

西播磨地域木質バイオマス安定供給協議会において流通ルートが確定（H26年～）したため未実施
山崎木材市場orチップ工場or赤穂市の発電所へ原木搬出で6,700円/tの原木買取金額で固定。

高性能林業機械の導入

【町内事業体3社合計】
グラップル6台、フォワーダ3台、プロセッサ2台、バックホウ2台（グラップル2台、バックホウ1台はリース）、アイアンフォーク1台

モデル団地における総合的な実地調査プロジェクトの展開

未実施。まずは、全国的に補助制度などが少ない、広葉樹民有林の施業に係る方針（更新伐）の検討や、町内事業体の経営強化などを併せた体制作りを進める。

図6-7：施業体制の見直しに係る項目と成果

4. 森林経営計画地の拡大

「1. 造林事業の促進」の中の森林整備地域活動支援交付金と重複する部分もありますが、今回の評価にあたっては、「森林経営計画の認定面積と団地数」を評価項目として取り扱うこととします。

森林経営計画の策定に関しては、年度によってばらつきがあるものの、平均して年間に4～5件、約250haの計画が認定されています。

また、近年は施業に適さない環境の森林が残っており、今後の森林経営計画を作成したとしても、十分な収穫が見込めない、もしくはコスト高になる場合が多くなることを見込まれます。また、上記森林経営管理計画については、佐用町内では、面的に整備を進める方針のため林班計画を推奨しており、一部兵庫みどり公社の所有林に属人計画が、それ以外に1つの区域計画が立てられている状況です。

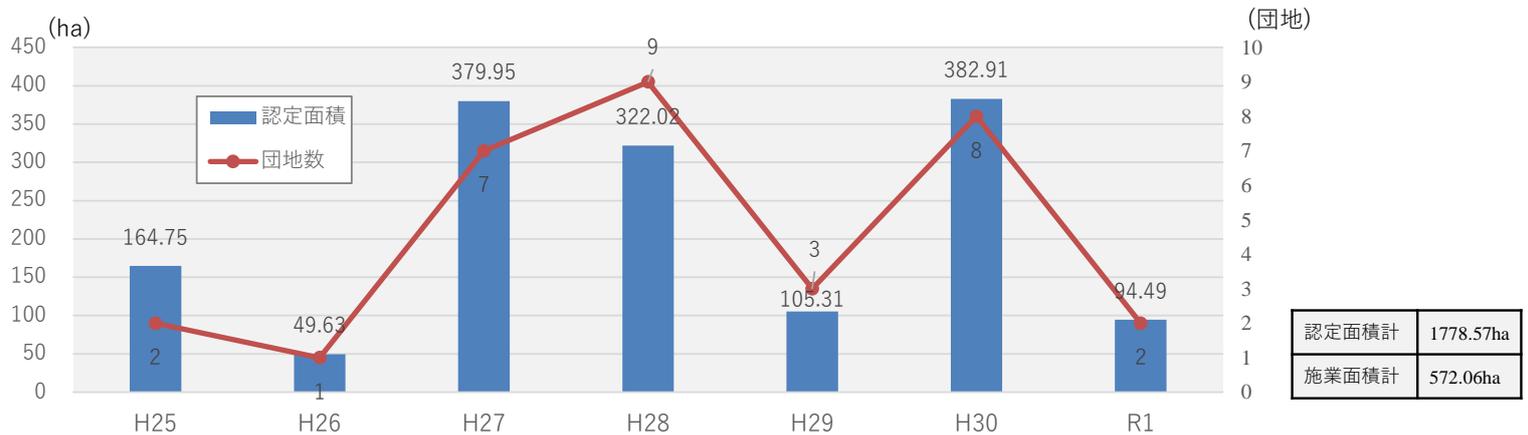


図6-8：森林経営計画の認定面積と団地数

5. 間伐促進支援と原木の集積

今回の評価にあたっては、「森林保全間伐促進事業実績」を評価項目として取り扱うこととします。

間伐促進支援については、計画当初は山土場から木材市場等集荷場への運搬費の助成制度を検討しましたが、原木生産までの育林経費等を投資してきた森林所有者への還元を重要視するため、事業者への運搬費の助成ではなく、森林経営計画対象地の内、間伐を実施した土地の森林所有者へ50,000円/haを補助することとしました。「森林保全間伐促進事業」は平成26年から実施し、6年間で合計699ha（補助総額：34,804千円）を対象に実施しています。

なお、森林経営計画による間伐を条件としているのは、森林経営計画への参加を促すことを目的としているためです。

計画当初は山土場から
木材市場等集荷場への運搬費の助成制度
を検討予定

山土場から木材市場等集荷場への運搬費の助成制度は行わないこととし、代わりに、山元への確実な還元のため「森林保全間伐促進事業」を行い、森林経営計画対象地の内、間伐を実施した土地の森林所有者へ50,000円/haを補助。

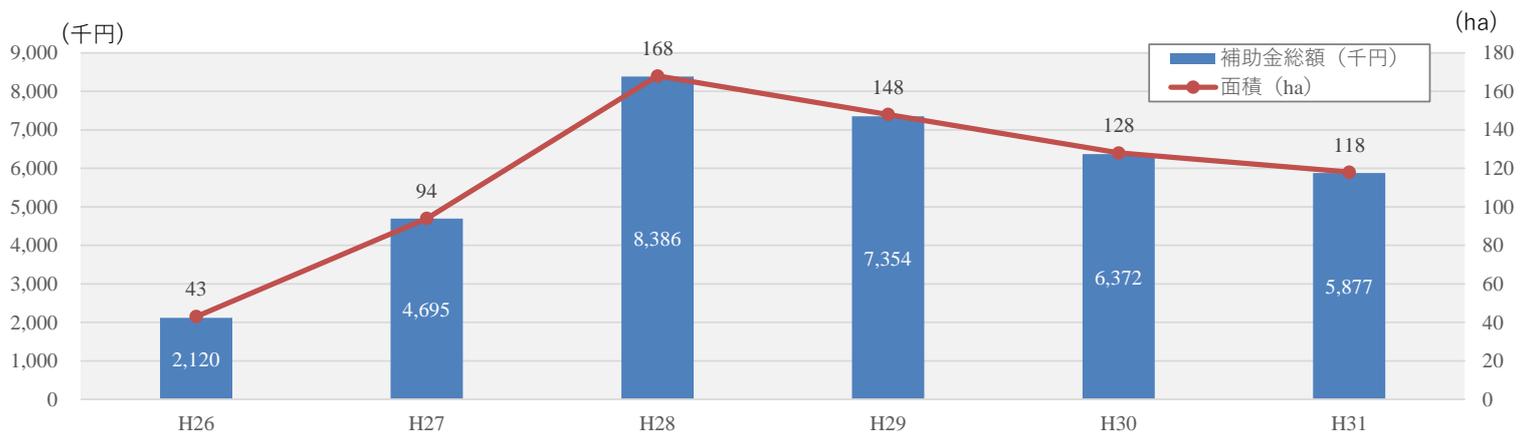


図6-9：森林保全間伐促進事業実績

6. 集出荷施設整備

佐用町森林資源活用計画では集出荷施設整備、里山整備事業について、以下の内容で掲載しています。

“住民との協働による自然林（里山林）の再生を図るため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、巨木の伐採やバッファゾーンの設置、竹林の伐採等を地域住民において行う。ただし、本交付金を受けるためには地域活動組織の設立が必要となるため、着手までには期間を要する。

なお、里山林整備等において伐採した木材の有効活用のため、住民があらかじめ加工した既定の径及び長さのしいたけ栽培用原木を集出荷施設において受け入れる制度を創設し、併せて、規格外の伐採木をチップ用材として出荷する。”

今回の評価にあたっては、「木材ステーションさよう原木取扱実績」を評価項目として取り扱います。

里山整備事業の一環として、整備の際に発生する木材を集荷し、地域通貨等への交換をする仕組み、集出荷施設である「木材ステーションさよう」を設置したところ、集荷を開始した平成27年には290 tの原木取扱量となりました。その後、平成29年には最も多い838 tとなり、その後減少傾向にはなりましたが、令和元年は177 tとなっています。減少傾向に転じた理由としては、既存の里山整備団体が手入れ可能な範囲での里山整備がある程度完了し、新規の団体が無いことにあります。今後は、住宅や道路近くにある支障木伐採などの整備領域を広げることで、里山整備団体の活動維持を図ることが重要です。また、集出荷施設に関しては、木材加工の事業体への販路拡大につなげる機能を付加する等の整備を検討します。さらに、令和元年には森に近い遊休町有地を活用しストックヤードを設置しており、月額6,000円の利用料で事業体へ貸し出しをしています。

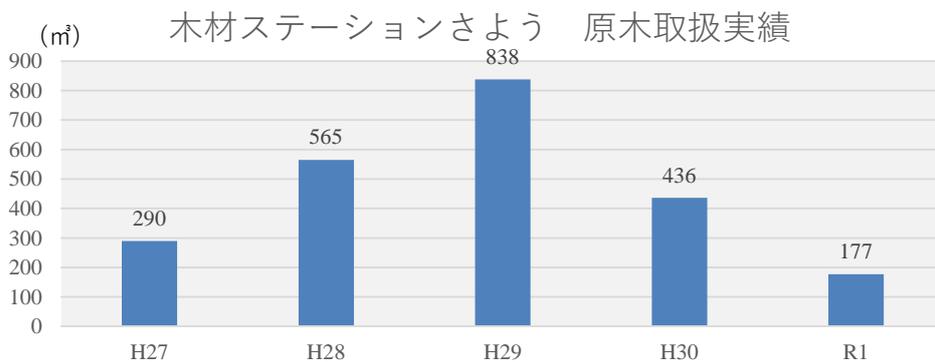


図6-10：木材ステーションさようの原木取扱実績と土場の様子

7. 里山整備事業

今回の評価にあたっては、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」の実績を評価項目として取り扱うこととします。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業は、平成25年度に国費100%の事業としてスタートしました。突然の呼びかけにもかかわらず、初年度から10団体が活動したことは、事業内容が住民の要望にマッチしている結果であると考えられます。ピーク時には年間に15団体が本事業にて活動し、毎年30～50haの森林整備が進められていましたが、令和元年では6団体にまで減少しています。これは、各活動団体の活動区域における一定の整備が完了したことに起因すると考えられますが、新規の活動団体が現れていないことも事実です。

集落に近い里山の整備には、その地域の現状をよく知っている地域住民の手によることが最も効率的かつ効果的であることから、引き続き、本事業の啓蒙など継続的な活動の支援を進めるとともに、森林整備は危険な作業であることから、安全作業講習会の開催等による事故防止に努める必要があります。

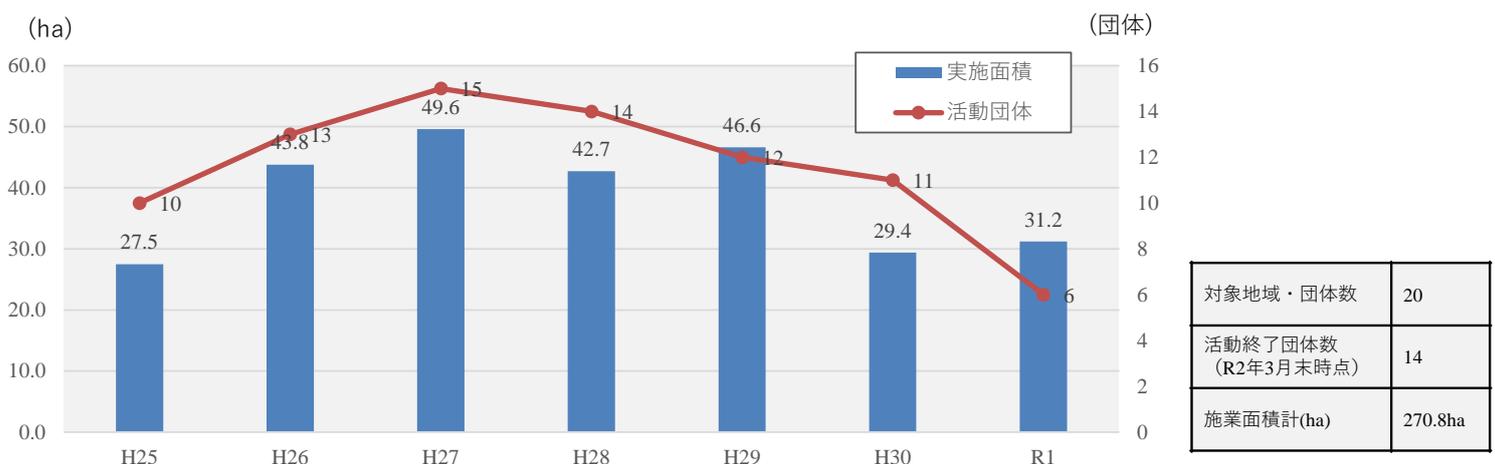


図6-11：森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 実績

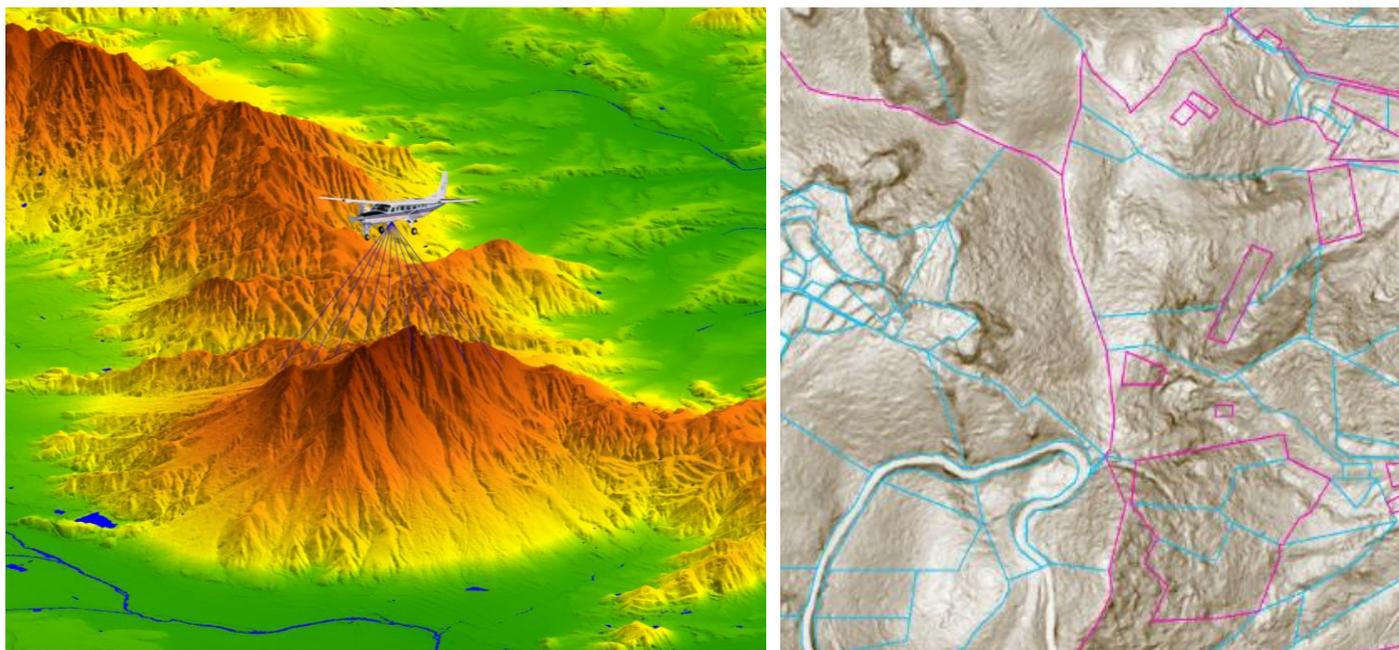
8. 地籍調査の推進

佐用町森林資源活用計画では地籍調査の推進について、以下の内容で掲載しています。

“森林経営計画の策定をはじめとする所有者相互の合意形成に向けた地籍調査のさらなる推進をはかる。あわせて、地籍調査実施時に森林整備への理解を図り、素材生産事業者による施業展開に対する理解の土壌を形成する。”

今回の評価にあたっては、「地籍調査の進捗度」を評価項目として取り扱うこととします。

地籍調査については平成17年より事業を開始しており、令和元年末で25%が完了しており、毎年一定量の進捗があります。地籍調査については、「9. 森林ICT」の内容でも触れますが、令和2年度から実施している航空レーザー測量による森林資源量調査により得られる森林の詳細データ（地形、資源量など）を活用し、リモートセンシングによる地籍調査の実施ににより、進行速度は加速することが見込まれます。



出典：国土地理院ホームページより

図6-12：リモートセンシングによる地籍調査事業のイメージ

9. 森林ICTの導入

佐用町森林資源活用計画では森林ICTの導入について、以下の内容で掲載しています。

“本業務にて導入した森林管理を目的としたGISを踏まえ、施業の進捗管理や現地での情報入出力、三次元情報の活用、高度な機能を取り入れた森林管理GISの導入、ICTを駆使した林業機械の導入等林業構造の効率化と省力化による林業の活性化を検討する。

また、今回実施したシミュレーションを、より現実的かつ実用的な内容に精度を向上させるためには、さらなるデータの蓄積が必要である。今後のデータ蓄積も見据えたICTの導入が見込まれる。”

今回の評価にあたっては、「GISシステムの導入」を評価項目として取り扱うこととします。

森林ICTの導入については、GIS（地理情報システム）の導入を中心に整備を進めてきました。計画策定当時には簡易GISを導入し、森林経営計画や施業の進捗管理に活用していましたが、その後平成27年度には、森林ICTプラットフォームによるGISシステムを導入したことで、森林簿や森林計画、所有者基本情報までデータベース化することが可能となり、さらに森林基本図との連携により森林管理に係る業務がより改善されています。さらに、平成30年には林地台帳データを登載し、利便性が向上しています。

今後は、現在実施中の森林資源量調査業務において得られるより詳細な地形データを活用し、最新の所有者の情報などを付加することでより緻密で、正確な森林管理を目指します。また、山林全筆の境界候補図を作成し、森林資源等の情報と所有者情報を併せたデータ整備をすることで、精度の高い林地台帳が整備できるうえ、災害発生時の所有者との連絡や対策検討を迅速に行うことができるといった効果も見込めます。



図6-13：GIS導入経緯と今後のイメージ

10. 人材育成・確保

佐用町森林資源活用計画では人材育成・確保について、以下の内容で掲載しています。

“森林保全・林業拡大に関わる町内在住・在勤の人材を対象として、森林林業関係の見本市、講習会、セミナー、大学研究機関との意見交換等の人材育成及び交流促進活動の事業化を検討する。

また、緑の雇用等都市部との就職支援組織との連携を推進し、町内外の意欲ある若手の人材確保に努める。”

林業従事者の人材育成においては、平成29年に、隣接する宍粟市に兵庫県立森林大学校が開校したことで、林業従事者を育成する基盤の1つが整いました。また、町内の事業者が、森林大学校の実習受入を行う等、連携体制が構築されつつある状況です。今後はより多くの研修受け入れや就職募集など町内事業者との連携が重要となります。

町内事業者においても、森林林業大学校の技術講習に参加し、資格を取得する動きがあり相互連携が構築されつつあります。しかし、事業者独自での人材採用活動は難しいため、新規就業者の雇用や育成に関しては県との連携を推進します。また、事業者個々の採用活動だけではなく、地域おこし協力隊制度や緑の雇用制度などの関連制度を活用しながら町全体で林業就業者の雇用、育成に係る体制を構築していくことをめざします。

兵庫県立森林大学校（H29年4月開校:宍粟市）



出典：兵庫県ホームページより

図6-14：兵庫県立森林大学校の様子

11. 森づくりアドバイザー事業

佐用町森林資源活用計画では森づくりアドバイザー事業について、以下の内容で掲載しています。

“森林林業分野のアドバイザー（大学研究者、コンサルタント）との定期的な意見交換を計り、今後実施しようとする販路開拓や新規事業開発、施業内容の改善に継続的に取り組む。”

計画策定以降、具体的な連携協定は実施されていない状況です。しかし、近年では特に平成31年度から施行されている、森林環境譲与税や森林経営管理制度といった新たな制度により、地方自治体における森林・林業の専門的知識を有する人材の重要性は高まっています。引き続き、外部アドバイザー（大学研究者やコンサルタント）との連携を模索することも重要であります。併せて、国や県、ひょうご森づくりサポートセンターとの連携を強化するなどして、円滑な行政運営を図ります。

具体的な連携実績はないが、林業担当者（行政）レベルでの、県や試験場、周辺自治体への繋がりを構築



森林環境譲与税や森林経営管理制度等新たな制度の対応が必要となり、地方自治体における専門的知識を有する人材の重要性は高まっている。

- ・林政担当職員のスキルアップ
- ・国や県、ひょうご森づくりサポートセンターとの連携強化
- 円滑な行政運営を図る

図6-15：森づくりアドバイザー関連の成果と今後

12. 先端的木質資源活用関連事業

佐用町森林資源活用計画では先端的木質資源活用関連事業について、以下の内容で掲載しています。

“木質系原料からのバイオエタノール生成、薪資源を活用したボイラーの導入等、森林林業資源を活用した先導的・実証的な事業の展開を検討する。

そのため、大学、研究機関、先端的な民間企業との接点を拡大し、町内における森林を活用した新規事業拡大に向けた可能性を継続的に模索する。”

木質系原料として、バイオエタノールのほか「セルロースナノファイバー」や「改質リグニン」が近年開発され、それらの需要拡大による木材需要の高まりが期待されるところです。先端技術の導入や事業発展において、まずは素地形成のため既存のネットワークから視察実施などを通し、事例調査や人材ネットワークの構築をめざし、原木流通の新たな販路として動向を注視していく必要があります。

また、木材需要の底上げとして、薪ストーブの普及を目的とした購入補助制度を平成27年に創設しましたが、兵庫県において同様の補助制度が令和2年に創設されたため、廃止しました。今後は、薪ストーブ導入に限らず、町産材全般を積極的に町内で活用し、特に町産広葉樹の木質利用による付加価値の向上をめざします。

【計画策定当時】

・木質原料からのバイオエタノール生成
・薪ボイラーの導入
を検討



- ・バイオエタノール生成は導入に至っていない
 - 素地形成のため既存のネットワークから視察実施などを通し、事例調査や人材ネットワークを構築
- ・薪ボイラー導入については町単独事業で「薪ストーブ等購入補助制度」を実施
 - R2年からは兵庫県が補助を創設したため移行
 - 町産広葉樹の木質利用による付加価値向上をめざす

図6-16：先端的木質資源活用関連事業の成果と関わり

13. 森づくりに関する独自条例の制定

佐用町森林資源活用計画では森づくりに関する独自条例の制定について、以下の内容で掲載しています。

“放置林・風倒木林対策と、それに向けた佐用町における独自財政措置、木質バイオマスエネルギーの燃料ニーズに対する積極的な施業拡大を図る上で、佐用町における森林林業再生の理念に基づく合意形成の成果として、独自の森林管理に関する条例の制定を検討する。

条例制定に向けた町民、議会、関係者との議論を通じて、計画に示した将来像の共有と議論活性化を図るとともに、条例の制定により全国へその取り組みを発信でき、人的な流入や支援を期待する。”

これまで、森林・林業に係る佐用町の独自条例は策定していません。森づくりの方針は、町の総合計画や森林資源活用計画において示していますが、このたび、根幹となるビジョン策定します。そのビジョンの位置づけや関係者の役割を明確にするため、条例の制定を検討します。これらにより、世界的に進められているSDGs（持続可能な開発目標）や先端技術などの時流を捉えた森づくりをめざします。

現在、森林・林業に係る
佐用町の独自条例は無し



- ・ビジョンの位置づけや関係者の役割を明確にするため、条例の制定を検討。
- ・世界的に進められているSDGs（持続可能な開発目標）や先端技術などの時流を捉えた森づくりをめざす。

利益や恩恵が
所有者や住民に
還る森づくり



図6-17：ビジョンの役割を明確にする条例とSDGs

14. 佐用町資源活用計画評価のビフォーアフター

佐用町資源活用計画において提示した13の施策について、策定時と令和元年度までの結果をまとめた表を以下に掲載します。

		Before	After
1. 造林事業の促進	造林面積実績	H25（森林資源活用計画策定時）	R1（森林ビジョン策定準備時）
		1社による造林 20ha/年の造林面積	3社による造林（2社新規参入） 150ha/年の造林面積
2. 路網整備の促進	作業道新設実績	1社での新設 新設作業道：2,530m	2社での新設 新設作業道：24,177m
		林内でのチップ化等出荷方法の実証実験	西播磨地域木質バイオマス安定供給協議会において原木流通ルートを確立（H26年～）
3. 施策体制の見直し	高性能林業機械の導入	ほぼ導入無し（詳細台数未把握）	【町内事業体3社合計】 グラブブル6台、フォワーダ3台、プロセッサ2台、バックホウ2台（グラブブル2台、バックホウ1台はリース）、アイアンフォーク1台
		モデル団地における総合的な実地調査プロジェクトの展開	未実施
4. 森林経営計画地の拡大	森林経営計画の認定面積と団地数	団地数：2 認定面積累計：164.75ha	団地数累計：32 認定面積累計：1778.57ha ※H25年～R1の7年間の累計
		木材市場等集荷場への運搬費の助成制度	「森林保全間伐促進事業」を行い、森林経営計画対象地の内、間伐を実施した土地の森林所有者へ50,000円/haを補助。
6. 集出荷施設整備	木材ステーションさよう原木取扱実績	-	2,106 t H27年に新設
		森林・山村多面的機能発揮対策交付金」実績	活動開始 20団体（地域）による整備活動 270.8haの整備面積 ※H25年～R1の5年間の累計
8. 地籍調査の推進	地籍調査の推進	進捗度15%程度	進捗度25%

Before

After

		H25 (森林資源活用計画策定時)		R1 (森林ビジョン策定準備時)
9. 森林ICTの導入	森林管理GISの導入	簡易GISの導入	H26年 簡易GIS導入	岡山県「真庭モデル」のGISシステムプラットフォームを導入。(H28～)
10. 人材育成・確保	森林大学校の開校	-		兵庫県立森林大学校が開校(H29～、宍粟市) ➤町内事業者の研修参加
11. 森づくりアドバイザー事業	アドバイザーの導入	-		未実施 ※森林環境譲与税や森林経営管理制度といった新たな制度により、地方自治体における森林・林業の専門的知識を有する人材の重要性は高まっている。
12. 先端的木質資源活用関連事業	先端技術導入 薪ストーブ導入補助	- -		バイオエタノール生成は導入に至っていないが、既存ネットワークより事例調査等は可能な段階となっている。 「薪ストーブ購入補助制度」の導入と廃止(※R2からは町単独ではなく県の補助制度に移行)
13. 森づくりに関する独自条例の制定	独自条例の制定	-		ビジョンの位置づけや関係者の役割を明確にするため、条例の制定を検討

第 7 章

関係事業体・ 森林所有者意向調査



【第1節】関係事業体調査

ビジョンを策定するにあたり、実際に事業を推進する主要な林業事業体や、長年、佐用町にて森林整備に携わってきた森林所有者から直接意見を聞き取ることで、現状の課題とこれから取り組むべき事業を検討するための1つの材料としました。対象は、町内林業事業体および大規模森林所有者を中心に、林業事業体に対しては、具体的な生産量等の数字を把握するためにアンケート用紙を配布し聞き取りを実施しました。内容としては、基礎情報（事業内容、所有山林）、経営状況、補助事業をはじめとした各種施策に対する意見といった幅広い聞き取りを実施しました。

概要

対象	町内主要 林業事業体3社、大規模森林所有者
方法	・ アンケートシート回答 ・ 直接ヒアリング
期間	・ アンケートシート回答：令和2年8月5日～8月14日 ・ 直接ヒアリング：令和2年8月4日、5日

表7-1：アンケート・ヒアリング概要

図7-1：アンケート調査票（全9枚分）

アンケート、ヒアリング対象が数件があり、事業体名や個人名の特定を防ぐため、具体的な数字等の掲載は控え、結果をまとめた内容を以下に記載します。

林業事業体へのアンケートをまとめた結果、大きく以下の5つの現状・課題を把握しました。

①3社とも業績は好調

- ・うち1社は、特に新規販路を開拓し、伸長している。

②規模の拡大志向はあり

- ・現在は3社とも業績は好調だが今後の木材市場の市況により大きく変化の可能性あり

③全体的に理念があり計画、生産に強みを持っているが利益、商品、営業に弱みが多い傾向にある。

- ・うち1者は特に高利益。
- ・計画においては、自社林（または代表個人所有林）の属人計画はなく、属地計画の1つを除き、残りは全て林班計画である。

④営業、人材確保のための整備が出来ていない。

- ・各事業体とも、人材の確保に苦慮している。
- ・具体的な企業ビジョンがなく、人材育成のためのマニュアルやキャリアアップのイメージもない

⑤営業販促についての勉強会、補助事業の提言や情報交換会は求められている状況

- ・定期的な町内事業者の集い、ゲスト講師招聘による勉強会の実施の需要はある
- ・原木の直販交渉が可能な事業体紹介など、販促にサポートを求めている。

また、直接ヒアリングにおいては、今後の施策において以下の5つの方向性を整理出来ました。

①森林（植生）の多様性を残した林業

- ・様々なパターンの森を作り、未来の人が考えられる、利用できる森づくりが望ましい
- ・センダンの実生育成について可能性はあると考えられる
 - ✓ 今後植生の調査、森林総合研究所等への専門機関への相談・調査依頼は必要
- ・上月地区には、質の高いヒノキ材が残り、クロモジ等の低木広葉樹がある針広混交林も一部あり

②皆伐再造林モデルの検討

- ・架線集材の導入や技術研修を踏まえた事業体の施業レベルの底上げ
- ・補助制度の策定の検討
- ・新植の経験が少なく、技術や知識の習得が必要

③複業林業・森林サービス業の導入

- ・例) 谷筋等森林地形を活かしたキャンプ整備、モトクロスバイクのコース（周辺駐車場・トイレ整備）、既存の植生（クロモジ、ミツマタ等）を活かした林内観光（広葉等）、薪の生産販売拡大

④中間流通拠点の整備

- ・土場の整備・直接販売体制の構築

⑤林業の窓口機能の充実

- ・町内の林業事業体の情報共有、拡散機能

【第2節】森林所有者意向調査

令和元年11月には、災害に強い森づくりのための森林政策の方針を検討するために、令和元年11月に佐用郡森林組合員への意向調査を実施しました。アンケート用紙を令和元年11月14日より送付し、令和2年1月31日までの回答を集計に反映しています。

佐用町の森林所有者様へ

アンケート調査へのご協力をお願い
 あなたの森林の現状、そしてこれからの希望について、
 ご意見をお聞かせください。

日ごろから町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
 さて、町・森林組合では、現在、災害に強い森づくりと水源かん養やCO₂削減など森林の持つ公益的機能の維持のために森林整備を推進していますが、現在、多くの個人の所有山林は管理が不十分な森林となっており、倒木や山腹崩壊などにより住民生活に多大な被害をもたらす負の資産となる可能性があります。

その背景の中、本年4月から、国において、森林経営管理法が制定され、森林所有者が自ら経営管理を行えない森林について、町が森林経営管理権を取得して経営管理を行うことができるようになりました。併せて森林環境税を創設して国民のみなさんの負担により森林整備を進め、森林の持つ多面的機能を発揮させるための施策を推進していくようにと期待されています。

その新法制定に伴い、このたび、佐用町の森林所有者のみなさんにアンケートを行い、ここでいただいたご意見（アンケート結果）を参考に、町独自の今後の森林政策の方針を検討し、さらなる森林整備事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

お忙しいところ、恐れ入りますが、調査の目的をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、佐用郡森林組合員の全員を対象とした調査となっておりますのでご了承ください。

令和元年 11月
 佐用町長 佐用郡森林組合長 庵 遊 典 章

<注意事項>
 ■回答は、同封の調査票の宛名ご本人様またはご家族の方がご記入ください。
 ■本調査の情報は、森林・林業の施策検討以外の目的に使用することはありません。
 ■本調査は、佐用町が株式会社吉川らいきの総合研究所に委託しています。
 ■ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストに投函してください。
 ■回答は、同封の返信用封筒にて、令和元年12月15日までに投函してください。

このアンケート調査のお問い合わせは、下記まで。
 佐用町農林振興課 農林土木整備室 Tel 0790-82-0667 Fax 0790-82-0017
 e-mail : norinshinko@town.sayo.lg.jp

【お願い】ご登録いただいている組合員に異動（相続や住所移動など）がありましたら、この機会に佐用郡森林組合までお知らせください。佐用郡森林組合 Tel 0790-79-2995

④ 期待しておらず、山林の所有は費用だけかかると考えている

② 相続（後継）者がある程度決めていますが、最終決定はしていない
 ③ 相続（後継）者を決めていない

めくって裏面（4ページ目）へ

以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
 - 4 -

図7-2：森林所有者アンケート調査票

以下より、質問項目内容別の集計結果概要を記載します。

1. 回答者の属性

- ・3,445通の送付の内、1,847通の回答（回答率54%）。
- ・回答者の8割以上が60歳代以上で、高齢化が顕著。
- ・回答者の約8割が佐用町内在住。

アンケート名：兵庫県佐用郡佐用町 山林所有者アンケート

目的：森林経営管理法の制定に伴い、佐用町独自の今後の森林政策の方針検討と、さらなる森林整備事業の促進に向けた施策の実施のため、森林所有者への意向調査を佐用郡森林組合員を対象に実施した。

回答期間：令和元年11月14日～12月15日
（※集計は令和2年1月31日までの回答を反映）

送付数：3,445通

回答数：1,847通（不達・無回答返却：313通）

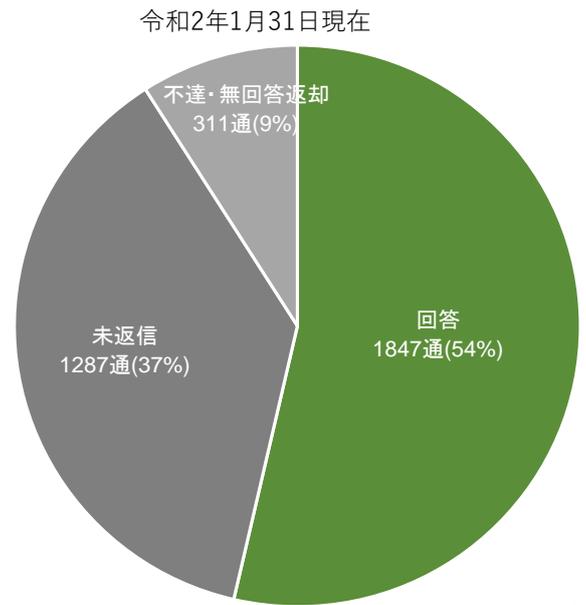


図7-3：調査結果概要

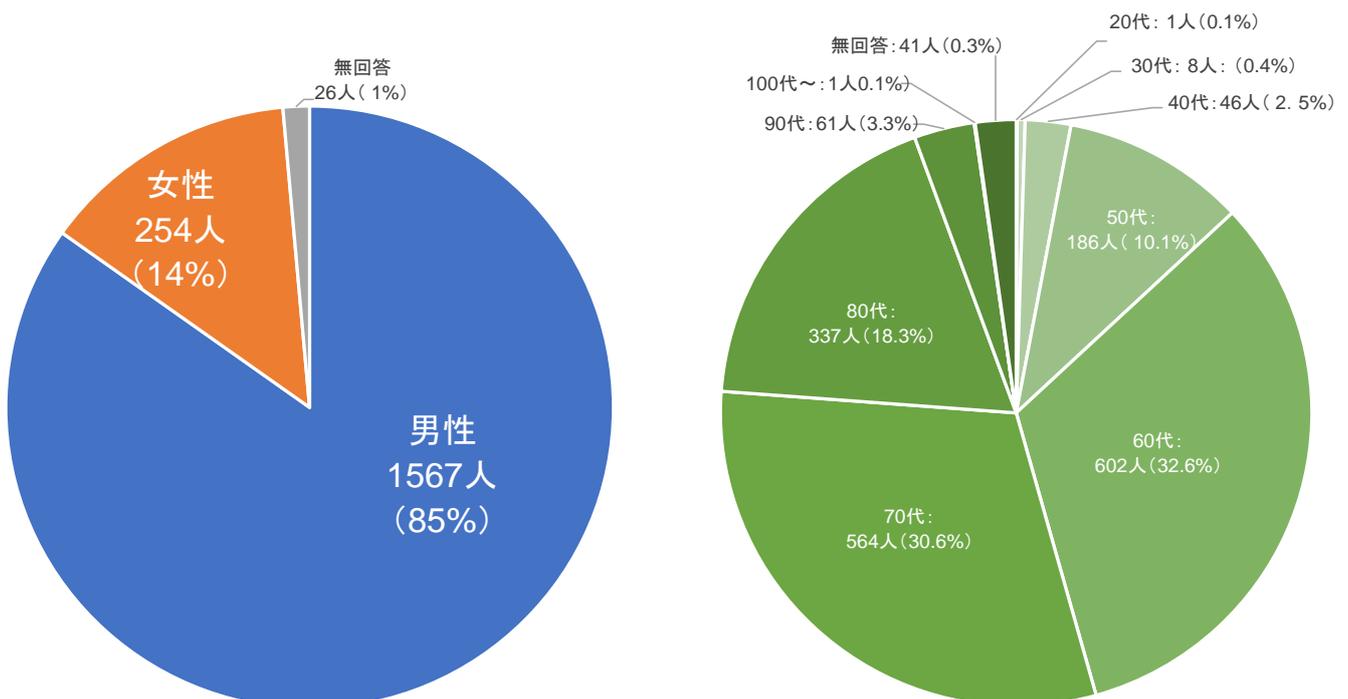


図7-4：回答者の性別と年齢

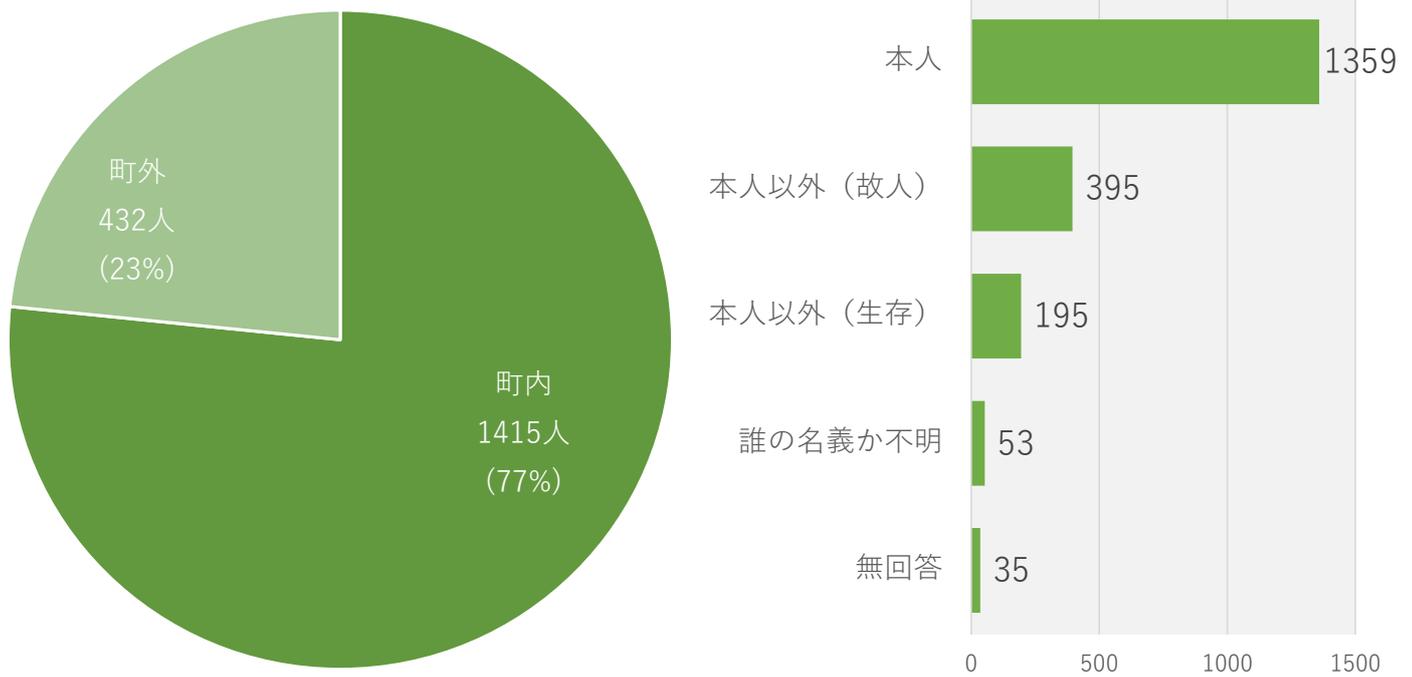


図7-4：回答者の居住地と続柄

2. 所有森林面積の把握

- ・所有面積を把握している人は過半数（約6割）。
- ・所有面積3ha以下が6割、人工林10ha以上の大規模所有者は5%とわずかです。

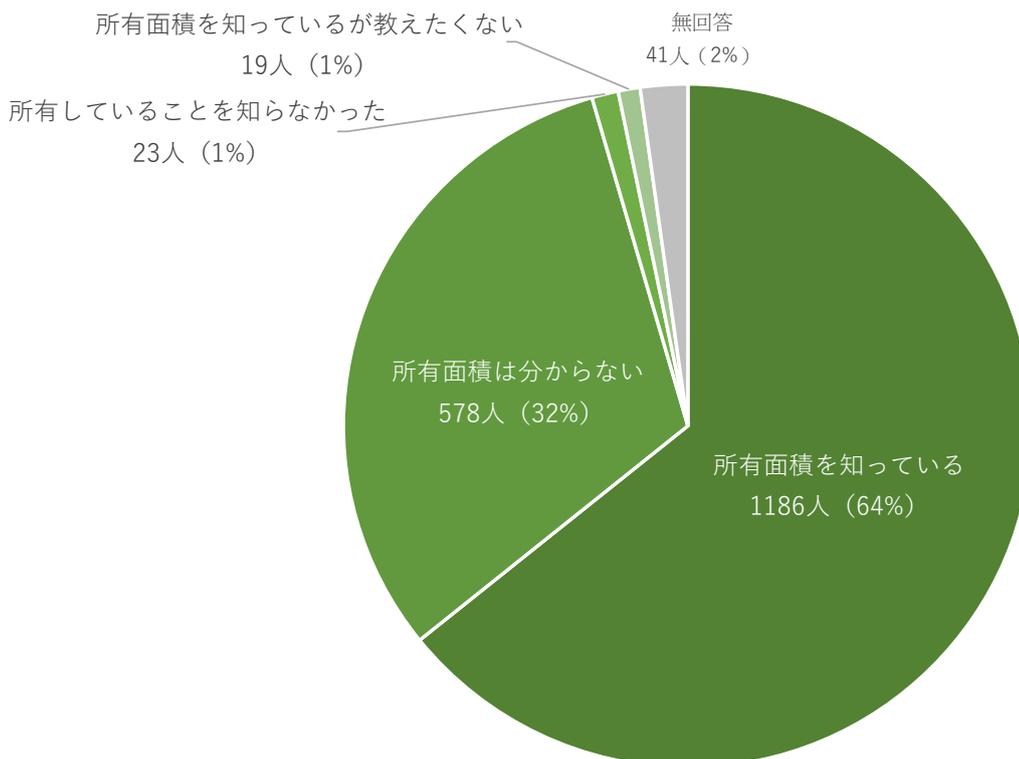


図7-5：回答者の所有面積の認知度

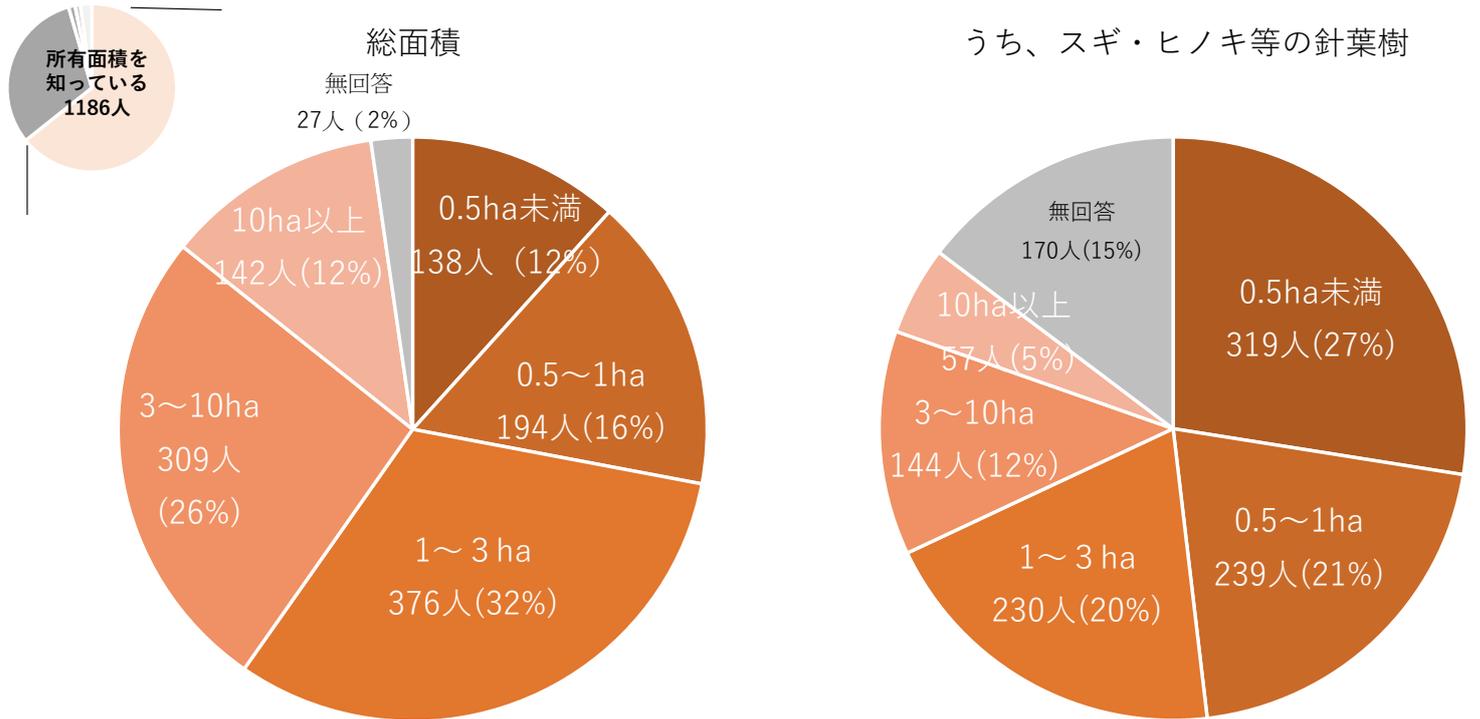


図7-6：所有面積を知っている回答者の所有面積割合

2. 所有森林の場所の把握と訪問状況

- ・所有森林の場所を所有森林が「しっかり分かる：おおよそ分かる：全く分からない」 = 4 : 5 : 1。
- ・全ての所有森林に行ったことが最も多く約4割を占めます。

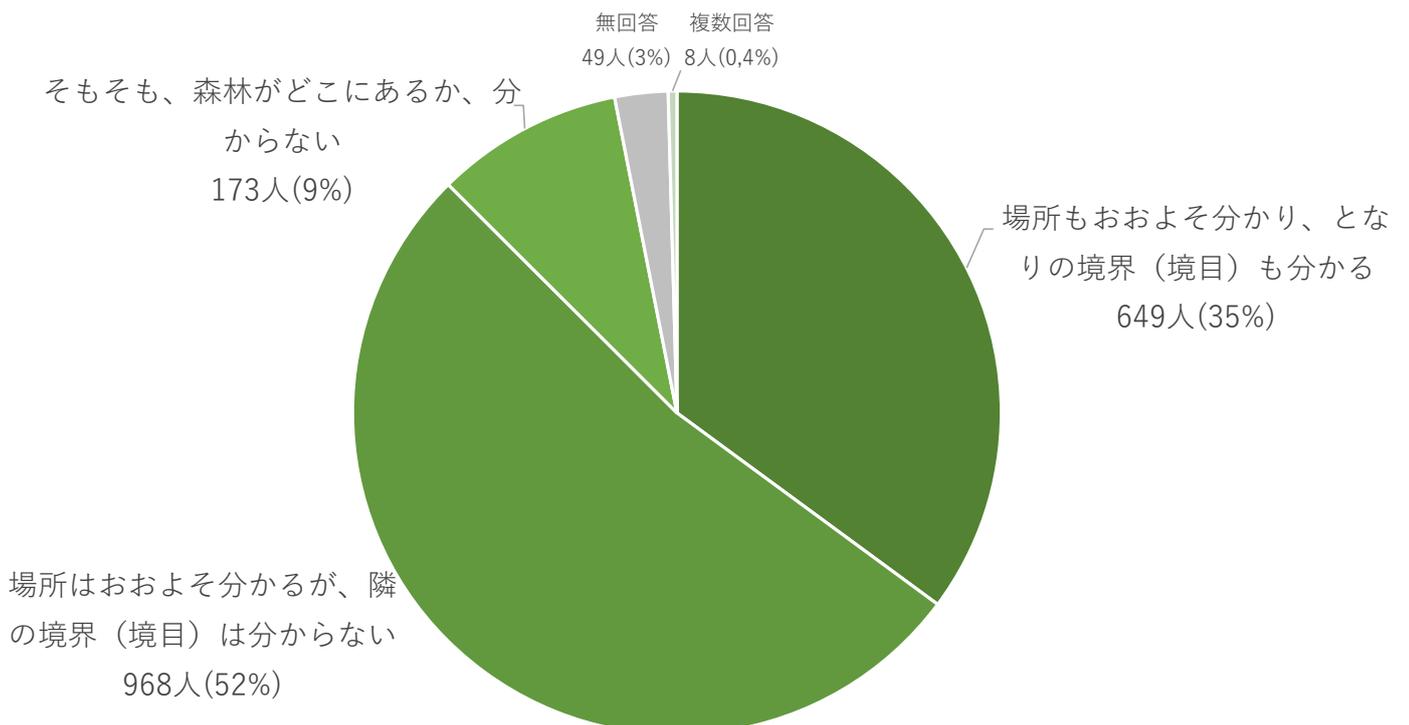


図7-7：所有森林の把握

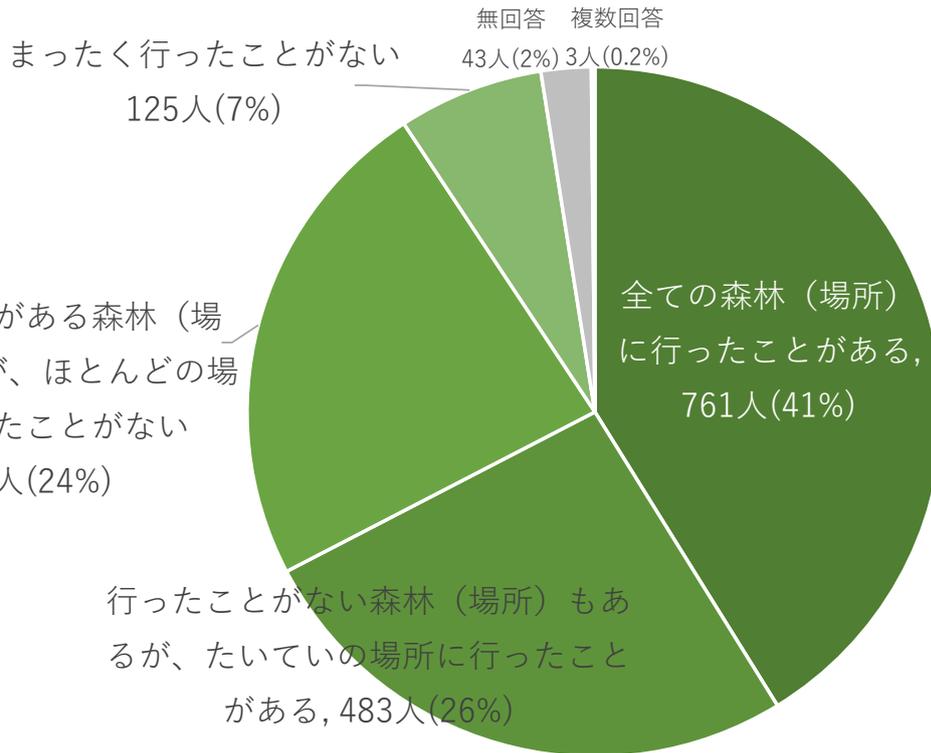


図7-8：所有面積を知っている回答者の所有面積割合

3. 所有森林の管理状況

・計画、保育、収穫、いずれにおいても、所有する森林全て「何もしていない（放置）」が最も多く約7割を占め、計画、保育、収穫の中では保育が比較的に管理がされている傾向にあります。

	自分でしている		委託している		何もしていない		無回答	合計
	すべて	一部	すべて	一部	すべて	一部		
1) 計画	124	118	22	45	1334	118	86	1847
	6.7%	6.4%	1.2%	2.4%	72.2%	6.4%	4.7%	100.0%
2) 保育	106	192	24	80	1214	134	97	1847
	5.7%	10.4%	1.3%	4.3%	65.7%	7.3%	5.3%	100.0%
3) 収穫	63	89	23	57	1354	74	187	1847
	3.4%	4.8%	1.2%	3.1%	73.3%	4.0%	10.1%	100.0%

n=1847

図7-9：所有面積を知っている回答者の所有面積割合

4. 収入の期待度

・森林からの収入を期待していても、安定収入と考える人はほとんどいません。

➤収入の期待度について、「期待しておらず、山林の所有は費用だけが掛かり負担になると考えている」が最も多く851人（46.1%）。期待していないとする人全体では78.4%となり、8割近くを占めます。



図7-10：所有森林に対する収入の期待度

n=1847

5. 経営計画

・経営計画を「一切考えない人」と「考えたいが計画の方法が分からない」人がほとんどです。

➤人工林については「なんともならないと思うので、一切考えていない」が最も多く873人。次いで「なんとかしたいが、どのように計画すればよいか分からない」が686人で、3番目に多かった「少しでもお金になるのであれば、方法は問わず今すぐ取り組もうと思っている」の164人を大きく離し、上位2つの回答がほとんどを占めます。

・広葉樹林については、人工林よりも「一切考えていない」とする人は多い。

➤広葉樹林の経営計画に関しては、人工林と同様に「なんともならないと思うので、一切考えていない」が最も多く986人、次いで「なんとかしたいが、どのように計画すればよいか分からない」が551人と多いですが、人工林よりも一切考えていないとする人が多い傾向にあります。

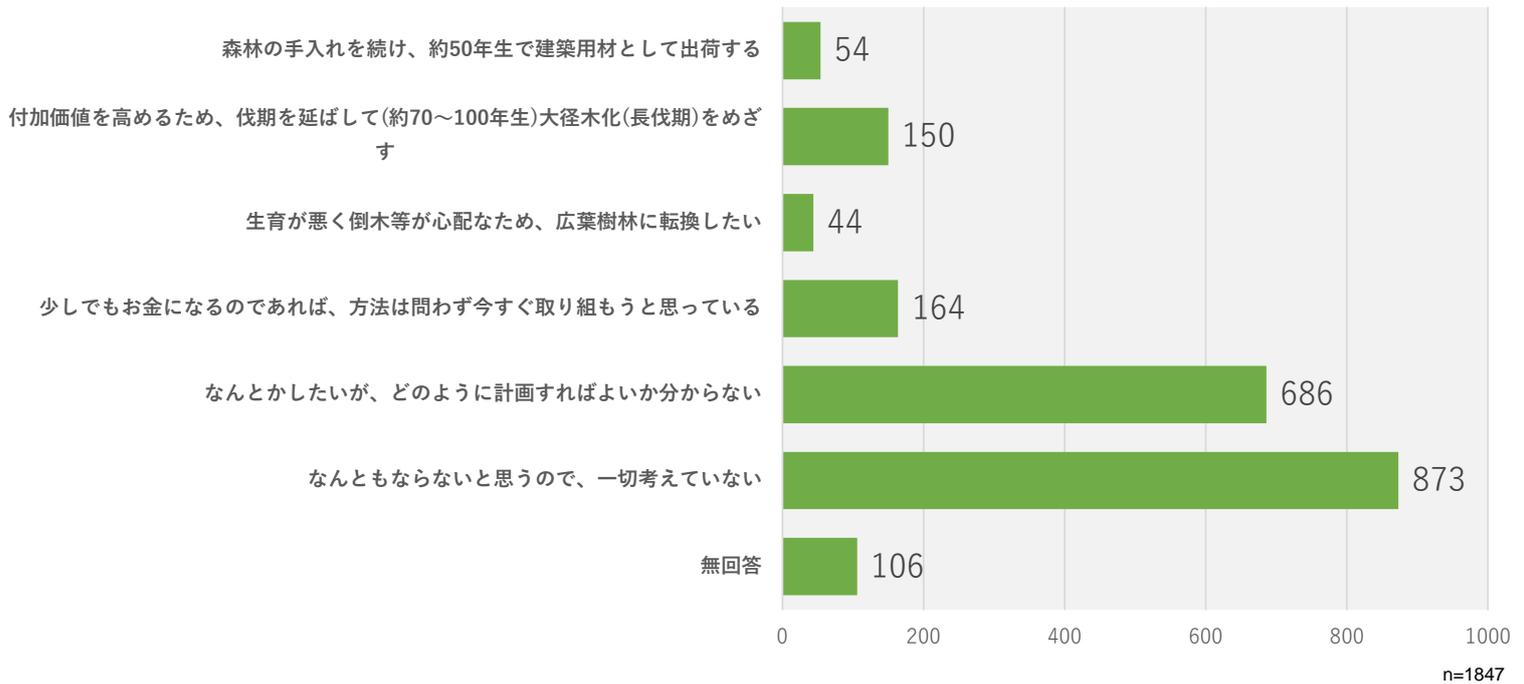


図7-11：人工林（針葉樹）に対する経営計画の意向

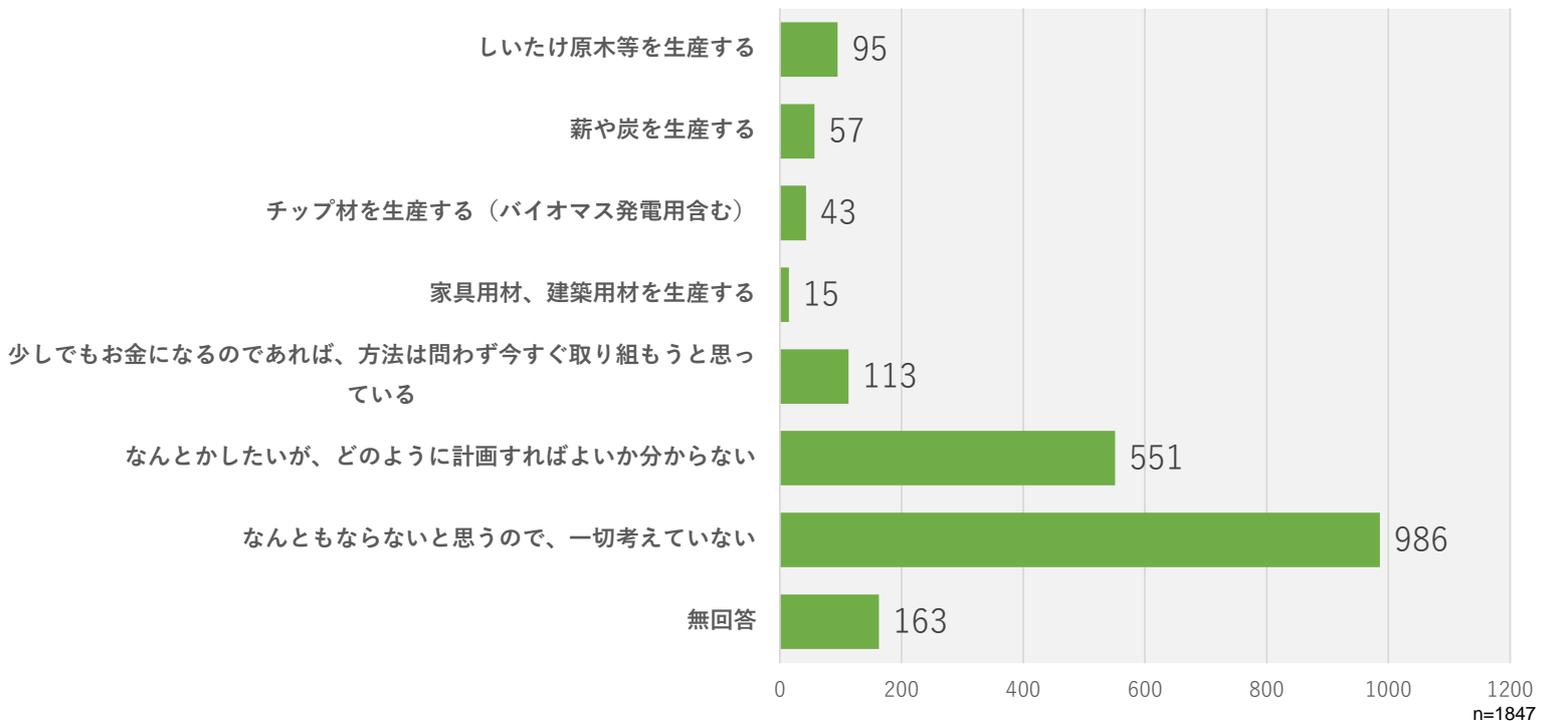


図7-12：広葉樹林に対する経営計画の意向

6. 管理、所有の意向

・所有者の半数以上は管理意向が無く、現状維持の所有意向が強い状況です。

➤所有・管理の意向について「現在、特に何もしておらず（放置）、今後も何かするつもりはない」が最も多く889人（48.1%）、次いで「管理を任せたいが、誰に何を頼むべきか、方法などが分からない」が341人（18.5%）、「管理のみでなく、所有すらしたくない」が242人（13.1%）となり、管理意向が無い所有者は半数を超える。

・相続（後継）者が確定している人は3割未満。後継者は子（息子・特に長男）が選ばれています。

1) 「管理」について



2) 「所有」について



3) 「相続（後継）」について

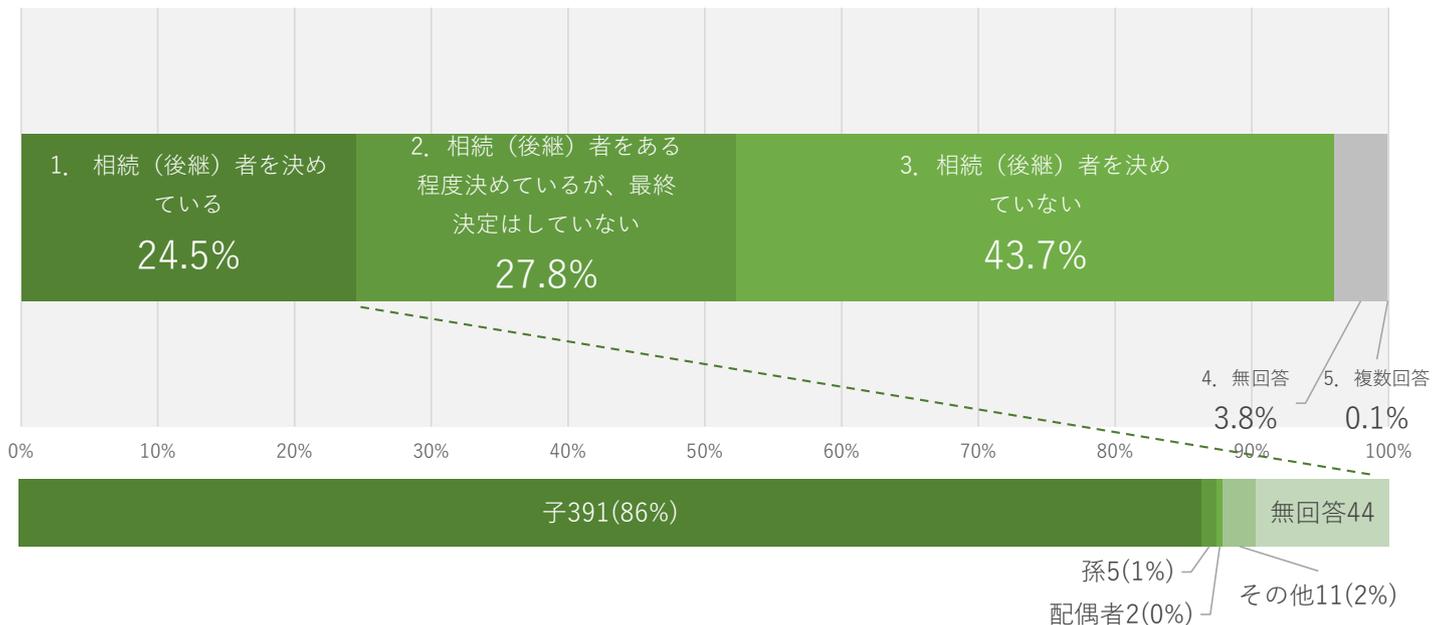


図7-13：管理、所有の意向と相続予定者

7. 所有森林の将来像

・自ら所有・管理ができると思う人は2割に満たず、手放したいと考える人は3人に1です。

➤所有森林の将来について、「所有を手放したい（売りたい）」が最も多く410人（22%）。続いて、「森林組合に管理を全て任せたい」が320人（17%）、「佐用町（行政）に管理を全て任せたい」が304人（16%）と森林組合と佐用町（行政）に任せたい人はそれぞれほぼ同数、自分で所有・管理が出来るとする人は288人（16%）にとどまりました。

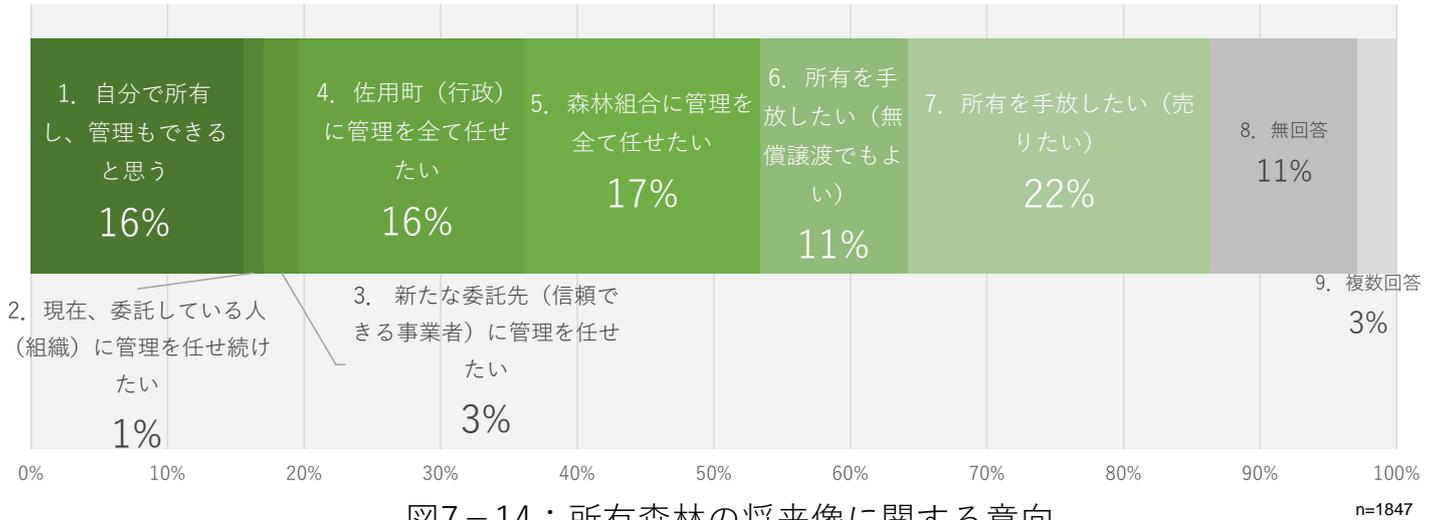


図7-14：所有森林の将来像に関する意向

n=1847

8. 森林売買の意向

・固定資産税評価額程度の廉価でも4割以上の人がある所有森林を売りたいと考えています。

➤森林売買の意向について、「固定資産税評価額程度で売れるなら売りたい」が最も多く411人（41%）、次いで「固定資産税評価額程度だと安すぎるので売りにたくない」が多く355人（35%）、「固定資産税評価額程度に流木が加算されれば売る」が239人（24%）となり、3つの回答が、おおよそ均等に分かれています。

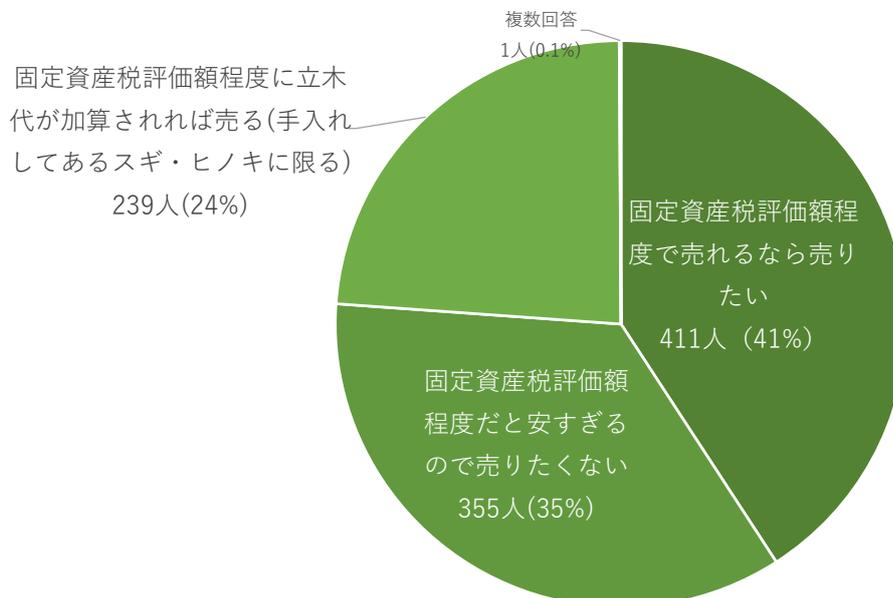


図7-15：森林売買の意向

9. 宅地、農地の管理意向

・保有はしておきたい人が最も多く、農地・空き家の所有・管理方針を決めるため相談窓口を望む声も多くあります。

➤「当面、活用する予定はないが保有しておきたい」が最も多く450人（32.8%）、次いで「一括して相談できる窓口が欲しい」が288人（21.0%）。「空き家も農地も手放したい」が181人（13.2%）、相対する回答である「農地、空き家どちらも有効に活かす」とするのはほぼ同数の171人（12.5%）となりました。農地、空き家どちらかのみを活かすとする場合は、「農地だけは有効に活かしたい」が198人（13.2%）で「空き家だけは有効に活かしたい」の54人（3.9%）の約4倍です。

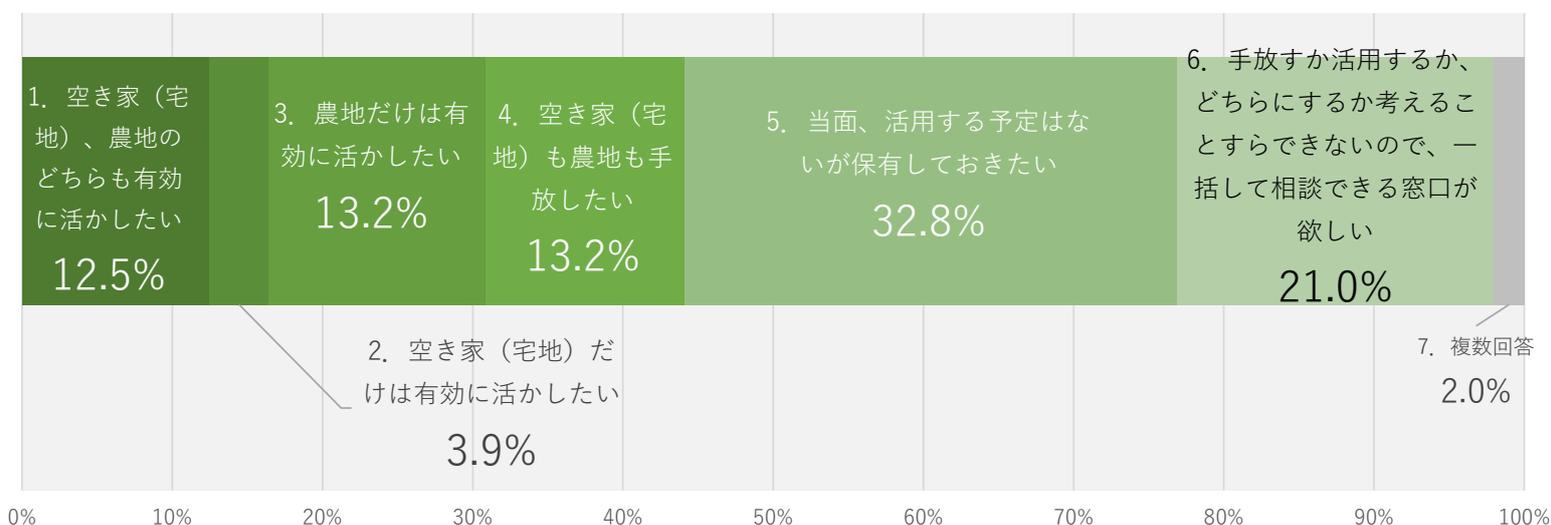


図7-16：宅地、農地の管理意向

アンケート集計の結果、大きく以下の3点の考察項目を整理しました。

①所有森林の管理意向について

- ・所有森林への管理意向が無いと捉えられる回答は半数以上
 - 所有森林の管理意向については「現在、特に何もしておらず（放置しており）、今後も何かするつもりはない」とする所有者が約半数（48.1%）、管理の方法が分からない等、管理意向が無いと捉えられる回答を含めると半数を超える。
- ・所有森林の将来像についてはおおよそ「手放したい（約3割：33%）」「管理を全て任せたい（約4割：37%）」「自分で所有・管理が出来る（約2割）」で分かれる
 - 「手放したい」は「売りたい：無償譲渡でもよい＝2：1」
 - 管理を全て任せたいは「佐用町（行政）に：森林組合に＝1：1」
- ・所有面積が多いほど管理に対してポジティブ、少ないほどネガティブな傾向があり、林業収入への期待度に対しても同様のことがいえる。
- ・「無償譲渡でも手放したい」とする所有者の約4割（42%）は町外在住。
- ・所有・管理の意向においては悩んでいる人が多く、相談窓口機能を望むとする回答がある。

②森林売買の意向について

- ・「固定資産評価額程度で売れるなら売りたい（約4割：41%）」、「固定資産税評価額程度だと安すぎるので売りたいくない（約4割：35%）」、「固定資産税評価額程度に立木価格が加算されれば売る（2割：24%）」で分かれる。
 - 所有面積が大きいほど立木代へのこだわりが高い

③名簿整理について

- ・森林組合員に対して送付したにも関わらず、不達、無回答返却が311通（調査対象の9%）。
 - 返却理由を整理した後に、組合員名簿を更新する必要がある（住所入力間違い、受け取り拒否、死亡者の宛名など）
- ・送り先住所と回答元住所が異なる回答者がいる
 - 組合員名簿の更新の必要がある。
 - 宛名と回答者名が異なる場合、相続状況を調査する必要がある。
- ・森林所有者の高齢化、相続、世代交代に対応する名簿整理が必要。

考察の結果を踏まえ、今後は管理を手放したいとする所有者に対する森林所有の町有林化対応、森林売買やその他所有者意向に対応できる相談窓口の充実化等の検討を進める必要があります。

なお、その他本調査に係る内容は、令和2年11月に、本町のホームページにて公開しています。

第 8 章

その他資料

【第1節】SDG s に対して佐用町の森で出来る事

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本ビジョンにおいても、17のゴールのうち、特に関係のある「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任 つかう責任」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「15. 陸の豊かさを守ろう」という6項目に関して高い意識を持ち取り組んでいきます。



水源涵養機能の保続



バイオマスエネルギーの安定供給



町産木材活用と交流のまちづくり



エコ素材（木材）の供給と情報発信



災害に強い森づくり（災害警戒エリアの整備）



生物多様性の保続（保安林等）

図8-1：SDG s の17のゴールと佐用町の森づくりに係る項目

【第2節】ビジョン策定の過程

年月日	内容
令和元年7月	森づくり懇話会（4日間、7会場にて開催）
令和元年11月	森林所有者意向調査（令和2年1月31日まで調査票を回収）
令和2年6月16日	事務局会議
令和2年7月13日	事務局会議
令和2年8月4日	事業体直接ヒアリング（1日目）、事務局会議
令和2年8月5日	事業体直接ヒアリング（2日目）、事務局会議
令和2年9月17日	事務局会議
令和2年10月15日	素材生産事業体・森林組合・主要森林所有者研修（情報交換会）、事務局会議
令和2年11月19日	事務局会議
令和2年12月17日	事務局会議
令和3年1月26日	事務局会議
令和3年3月4日	事務局会議

本ビジョンは、佐用町森林ビジョン策定業務委託により受託者である株式会社古川ちいきの総合研究所が制作の協力をしました。

【コラム】森林ビジョンの礎となる人々の想いと継承

本ビジョンは、第1章の「森林ビジョンの位置づけ」で前述しているとおり、総合計画を軸に、森林概況や各種政策、本ビジョンの前身となる「佐用町森林資源活用計画」、森林所有者への意向調査、林業事業関係者へのヒアリングといった多面的な調査分析により見いだした佐用町の森林行政の将来像の1つです。

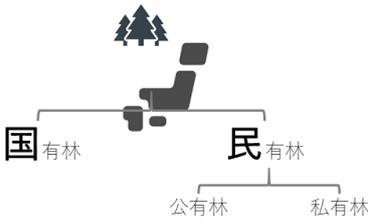


様々な要素が織りなす本ビジョンですが、その中でも中心となるのは、これまでの佐用町の森林を守り育ててきた先人であり、先人の想いを引き継ぎ、現在の佐用町の森で活躍する人々です。「どこにいても常に地域の山に目を向け、多様な森づくりと現地で管理を続けてきた山守」「100年生以上のヒノキ林を管理し、製材方法までこだわる林業事業者」「里山を整備し景観と機能を維持してきたそれぞれの団体」「ミツマタ等の地域を象徴する森林の育成と循環を担う人たち」「活動的に新規事業と販路開拓を推し進める若手の林業従事者」「所有者を束ね、広く佐用町の森を整備してきた森林組合」「独創的なアイデアと技術を併せ持ち、全国で活躍する家具職人」。それぞれに今まで紡いできた物語を礎に、本ビジョンが生まれました。

これから先、ビジョン実現に向かう旅路の中で、この礎を決して忘れることなく、皆と想いを共有し、共創し、未来へと継承していきます。

【第3節】 関連用語（後注） 解説

注釈番号	用語	解説																
1	齢級・林齢 [p.7他]	「林齢」は森林の年齢を示します。例えば、人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数えます。「齢級」は林齢を5年単位で区分したものです。1齢級は1～5年生、2齢級は6～10年生となります。 似ている言葉に「樹齢」がありますが、これは種が芽を出した時から数える年となります。ちなみに、植栽する苗木は樹種にもよりますが、樹齢約3～6年とされています。																
2	人工林・天然林（天然生林） [p.7、p.12他]	「人工林」は、人為を加えて人工造林（植林等）や天然更新で成立した森林をいいます。「天然林」は自然の力で育ち、人の手が入っていない（原生林）か、長い間にわたって人の手が入った痕跡の無い森林をいいます。天然林に似ているものでは、「天然生林」という、ぼう芽更新、天然下種更新など天然力を活用して、人が更新補助作業や除伐、間伐などの保育作業を行うなど、積極的に人手を加えることによって造成された森林を示す言葉もあります。																
3	森林の有する多面的機能 [p.7他]	森林による国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する様々なはたらきのことをいいます。主に8つの機能（以下表）に分かれます。 <table border="1" data-bbox="411 1039 1533 2078"> <tbody> <tr> <td>山地災害防止機能／ 土壌保全機能</td> <td>樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぎます。</td> </tr> <tr> <td>水源涵（かん）養機能</td> <td>森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化します。</td> </tr> <tr> <td>地球環境保全機能</td> <td>森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止に貢献しています。</td> </tr> <tr> <td>生物多様性保全機能</td> <td>希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供します。</td> </tr> <tr> <td>快適環境形成機能</td> <td>大気の浄化や気温の緩和など、森林が大気やエネルギーの循環にかかわる地域環境の構成要素として機能することにより発揮されるものですが、都市での騒音防止や居住環境の快適性も含まれます。</td> </tr> <tr> <td>保健・レクリエーション機能</td> <td>森林空間の物理的特性や森林の視覚的特徴、森林の化学性により人々の肉体的、精神的向上に寄与します。また、日本人が昔から森と接してきた民族であることも関係し、精神的向上に効果があるともされています。</td> </tr> <tr> <td>文化機能</td> <td>史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成したり、文化財等に必要な用材等を供給したりします。</td> </tr> <tr> <td>物質生産機能</td> <td>木材やきのこ等の林産物を産出します。</td> </tr> </tbody> </table>	山地災害防止機能／ 土壌保全機能	樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぎます。	水源涵（かん）養機能	森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化します。	地球環境保全機能	森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止に貢献しています。	生物多様性保全機能	希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供します。	快適環境形成機能	大気の浄化や気温の緩和など、森林が大気やエネルギーの循環にかかわる地域環境の構成要素として機能することにより発揮されるものですが、都市での騒音防止や居住環境の快適性も含まれます。	保健・レクリエーション機能	森林空間の物理的特性や森林の視覚的特徴、森林の化学性により人々の肉体的、精神的向上に寄与します。また、日本人が昔から森と接してきた民族であることも関係し、精神的向上に効果があるともされています。	文化機能	史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成したり、文化財等に必要な用材等を供給したりします。	物質生産機能	木材やきのこ等の林産物を産出します。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぎます。																	
水源涵（かん）養機能	森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化します。																	
地球環境保全機能	森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止に貢献しています。																	
生物多様性保全機能	希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供します。																	
快適環境形成機能	大気の浄化や気温の緩和など、森林が大気やエネルギーの循環にかかわる地域環境の構成要素として機能することにより発揮されるものですが、都市での騒音防止や居住環境の快適性も含まれます。																	
保健・レクリエーション機能	森林空間の物理的特性や森林の視覚的特徴、森林の化学性により人々の肉体的、精神的向上に寄与します。また、日本人が昔から森と接してきた民族であることも関係し、精神的向上に効果があるともされています。																	
文化機能	史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成したり、文化財等に必要な用材等を供給したりします。																	
物質生産機能	木材やきのこ等の林産物を産出します。																	

注釈番号	用語	解説															
4	森林所有者 [p.7他]	本ビジョンでは、「森林の土地の所有権を有する者」として定義します。															
5	林業事業体 [p.7他]	<p>「林業事業体」は、森林施業を行う事業体のうち、森林組合と民間事業体を示します。「林業従事者」は、森林の施業は、主に、山村で林業に就業して森林内の現場作業等に従事する者を示します。</p> <p>ちなみに森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合です。森林経営に関する指導、森林の施業または経営の受託、森林経営の信託の引受け、森林の保護に関する事業等を行います。</p>															
6	民有林・国有林 [p.8他]	<p>森林の所有区分は大きく分けて2つ、「国有林」と「民有林」に分かれます。「国有林」は林野庁をはじめとする国の機関が所有する森林、「民有林」は①個人、会社・寺社など法人で所有する私有林、②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林の2種類に分類されます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>森林の種類</th> <th>面積 (万ha)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国有林</td> <td>767</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>公有林</td> <td>292</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>私有林</td> <td>1,444</td> <td>57.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,503</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(国有林、民有林の分類と面積)</p>	森林の種類	面積 (万ha)	割合 (%)	国有林	767	30.6%	公有林	292	11.7%	私有林	1,444	57.7%	合計	2,503	100%
森林の種類	面積 (万ha)	割合 (%)															
国有林	767	30.6%															
公有林	292	11.7%															
私有林	1,444	57.7%															
合計	2,503	100%															
7	市町村森林整備計画（佐用町森林整備計画） [p.12他]	森林法の規定による「森林・林業基本計画」、「全国森林計画」（15年計画）、「地域森林計画」（10年計画）に基づいて策定される、市町村が講ずる森林関連施策の方向、森林所有者などが行う伐採、造林、森林の保護などの規範を示す10年計画です。															

注釈番号	用語	解説														
8	関係人口・交流人口 [p.16、p.24他]	<p>「交流人口」は観光客などの一時的な関係でほとんど地域との関係を持たない人口をいいます。「関係人口」は、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。</p> <p>※引用：総務省「関係人口ポータルサイト」(https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html)より</p>														
9	高性能林業機械 [p.20他]	<p>「高性能林業機械」は、従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械の総称です。現在は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤダ、スイングヤダの7機種のことを指します。</p> <table border="1" data-bbox="408 1305 1533 2074"> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1305 655 1447">フェラーバンチャ</td> <td data-bbox="655 1305 1533 1447">立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1447 655 1547">ハーベスタ</td> <td data-bbox="655 1447 1533 1547">従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1547 655 1648">プロセッサ</td> <td data-bbox="655 1547 1533 1648">林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1648 655 1749">スキッダ</td> <td data-bbox="655 1648 1533 1749">丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1749 655 1850">フォワーダ</td> <td data-bbox="655 1749 1533 1850">玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1850 655 1951">タワーヤダ</td> <td data-bbox="655 1850 1533 1951">簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1951 655 2074">スイングヤダ</td> <td data-bbox="655 1951 1533 2074">主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。</td> </tr> </tbody> </table>	フェラーバンチャ	立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。	ハーベスタ	従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。	プロセッサ	林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。	スキッダ	丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。	フォワーダ	玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。	タワーヤダ	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。	スイングヤダ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。
フェラーバンチャ	立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。															
ハーベスタ	従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。															
プロセッサ	林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。															
スキッダ	丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。															
フォワーダ	玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。															
タワーヤダ	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。															
スイングヤダ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。															



発行：令和3年3月

作成：佐用町

編集：佐用町 農林振興課 農林土木整備室

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1
Tel 0790-82-0667 Fax 0790-82-0017